

2025
大学院学生要覧
令和7年度

八戸工業大学大学院

学校法人 八戸工業大学 建学の精神

「正己以格物」

本法人は、その経営指針と基本的な教育方針として、人格、徳性の涵養並びに知性の練磨を象徴的に表す『正己以格物』^{せい き い かくぶつ}（己を正し以て物に格る）を不易の綱領と定め、建学の精神としています。

この言葉は、儒教の根本精神を表した四書五経の一つ「大学」に拠るもので、物の道理をよく見極め、広く知識を求め、社会における自己の役割が如何なるものかを、深く認識し、高い倫理性をもって行動することの重要性を説いているものです。

本法人は、この建学の精神に基づき、社会の負託と時代の要請に応えることを要諦とし、創造的、個性的な自己思考能力を有する有為の人材を養成しています。

□教育理念

「良き技術は、良き人格から生まれる」

本学は、「良き技術は、良き人格から生まれる」という教育理念をもっています。この理念は、「良き職業人となるためには、高度な専門知識とともに豊かな人間性と総合的な判断力をもつ」ことが必要であることを意味しています。

□使命・目的

学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、学術研究を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与する。

□人材育成目標

(a) 専門基礎力の充実した人材の育成

エンジニアリング・サイエンスに準拠したカリキュラムの構成、すなわちエネルギー、新素材、半導体、生物化学材料、建設材料などの基礎物性に関する教育、数学的解析能力、数値シミュレーション、数値・画像情報解析に関する開発能力の養成、および外国文献の読解力と表現力の養成により専門基礎力の充実した人材を育成する。

(b) 先端技術分野への応用展開能力を持つ人材の育成

先端技術に関する科目および先端的な研究テーマを設けると共に、応用数学、応用物理、ならびに応用化学の工業基礎に関する専門基盤科目を設けるなどのカリキュラムの編成により、自然科学に関する深い理解力を養成し、工学基礎力を基盤とする工業技術さらには先端技術への応用展開能力を持つ人材の育成を図る。

(c) 総合的な視野を持つ人材の育成

今後の高度技術者は特定技術分野にのみ限定された視点ではなく、人間を中心に捉えた総合的な視野を持つ必要がある。すなわち、従来の要素技術や解析指向から総合化ならびにシステム重視への転換である。このため、各専門分野における教育は無論のこと、これまで異質と見られていた異分野間の幅広い協力と新しい発想に基づく複数あるいは境界領域を総合するシステム思考を可能とするカリキュラム編成により、総合的な視野を持つ人材の育成を図る。

□アドミッション・ポリシー

■ 博士前期課程

八戸工業大学の教育理念「良き技術は、良き人格から生まれる」を理解し、「研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な能力及びその基礎となる学識を養う」という教育研究上の目的に強い関心を払い、本大学院において自らを向上させようとする意欲あふれる学生の入学を歓迎します。

なお、入学試験には、推薦、一般選抜および特別選抜(社会人、外国人)があり、内容については入試要項や学生要覧等で明示・公表しています。

■ 博士後期課程

八戸工業大学の教育理念「良き技術は、良き人格から生まれる」を理解し、「研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という教育研究上の目的に強い関心を払い、本大学院において自らを向上させようとする意欲あふれる学生の入学を歓迎します。

なお、入学試験には、一般選抜および特別選抜(社会人、外国人)があり、内容については入試要項や学生要覧等で明示・公表しています。

□カリキュラム・ポリシー

■ 博士前期課程

八戸工業大学は、学位授与の方針に掲げる資質・能力を育成するために、次のような教育課程編成・実施の方針を定めています。

1 教育内容

- (1) 自然科学の理解および専門基礎力の育成を図るために「応用数学特論」、「応用物理学特論」、「応用化学特論」等の基盤科目を配置し、教育を実施します。
- (2) 工学の様々な分野で必要になる情報リテラシー能力、および科学技術計算能力の養成・強化を様々な講義、演習科目等で実施します。
- (3) 幅広い分野で必要となる専門分野の語学力を育成するために、外国語論文講読等による「特別演習」を配置し、教育を実施します。
- (4) 高度応用展開能力の育成、境界領域を総合するシステム思考の育成、並びに社会の変化に対応できる柔軟な思考力、総合的な判断力、豊かな人間性を育むために、学生一人ひとりが指導教員から入念な指導を受けられる「特別研究」を配置し、教育を実施します。

2 学習成果の評価

- (1) 知識・技能の修得、並びに思考力・判断力、豊かな人間性等の能力に関しては、学位論文の審査、最終試験の結果で、「八戸工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準」に基づいて総合的に把握し評価します。

■ 博士後期課程

八戸工業大学は、学位授与の方針に掲げる資質・能力を育成するために、次のような教育課程編成・実施の方針を定めています。

1 教育内容

- (1) 各指導教員の指導の下、先端的な研究の遂行により、卓越した知識・技能を習得させる教育を実施します。
- (2) 各指導教員の下でゼミナールを開講することにより、各専門領域における最先端の知識と技術を習得できるように教育を実施します。
- (3) 学術論文や学会発表など、研究成果の公表に関する指導を行います。

2 学習成果の評価

- (1) 知識・技能の修得、並びに思考力・判断力、豊かな人間性等の能力に関しては、学位論文の審査、最終試験の結果で、「八戸工業大学大学院工学研究科博士学位論文審査基準」に基づいて総合的に把握し評価します。

□ディプロマ・ポリシー

■博士前期課程

八戸工業大学は、本学大学院の所定の修了要件(大学院学則第32条)を満たし、かつ次の資質・能力を身につけたと判定された者に、修士(工学)の学位を授与します。

- 1 豊かな人間性
知的創造活動(学術研究)で培った、深い教養を携えた豊かな人間性。
- 2 知識・技能
専門基礎力、並びに高度の専門性を有する職業等に必要とされる高度な応用展開力。
- 3 思考力・判断力等の能力
グローバルな視野で物事を考える姿勢をもった、社会の変化に対応できる柔軟な思考力、総合的な判断力。

■博士後期課程

八戸工業大学は、本学大学院の所定の修了要件(大学院学則第33条)を満たし、かつ次の資質・能力を身につけたと判定された者に、博士(工学)の学位を授与します。

- 1 豊かな人間性
知的創造活動(学術研究)で培った、深い教養を携えた豊かな人間性。
- 2 知識・技能
専門基礎力、並びに研究者もしくは高度の専門性を有する職業等に必要とされる卓越した高度応用展開能力。
- 3 思考力・判断力等の能力
グローバルな視野で物事を考える姿勢をもった、社会の変化に対応できる柔軟な思考力、総合的な判断力。

■目次

□建学の精神	
□教育理念	2
□使命・目的	2
□人材育成目標	2
□アドミッション・ポリシー	2
□カリキュラム・ポリシー	3
□ディプロマ・ポリシー	4
□学長メッセージ	7
□沿革小史	8
□学年暦	9
1. 新入生のために	
1. 1 学生要覧	10
1. 2 掲示、電話、郵便	10
1. 3 手続きと期限	10
1. 4 学生証と学籍番号	10
1. 5 通学と交通事故	10
1. 6 大学施設	10
1. 7 学費の納入	10
1. 8 大学院の規程	11
1. 9 休学、退学など	11
1. 10 GPA	11
1. 11 キャンパス・校舎案内図	12
2. 工学研究科の紹介	
2. 1 工学研究科	29
2. 2 機械・生物化学工学専攻	29
2. 3 電子電気・情報工学専攻	30
2. 4 社会基盤工学専攻	32
3. 教育課程と履修方法	
3. 1 教育課程の特徴	34
3. 2 博士前期課程の教育課程	35
3. 2. 1 機械・生物化学工学専攻博士前期課程	35
3. 2. 2 電子電気・情報工学専攻博士前期課程	36
3. 2. 3 社会基盤工学専攻博士前期課程	37
3. 2. 4 工学研究科全専攻博士前期課程 原子力工学専修コース	38
3. 3 博士前期課程の履修方法	39
3. 4 博士後期課程の教育課程	43
3. 4. 1 機械・生物化学工学専攻博士後期課程	43
3. 4. 2 電子電気・情報工学専攻博士後期課程	43
3. 4. 3 社会基盤工学専攻博士後期課程	44
3. 5 博士後期課程の履修方法	44

4. 学生生活	
4. 1	健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4. 2	学生保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4. 3	学生支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4. 4	通学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4. 5	学生旅客運賃割引証(学割)・・・・・・・・・・ 46
4. 6	奨学制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
4. 7	ティーチング・アシスタント(TA)制度・・ 46
4. 8	リサーチ・アシスタント(RA)制度・・・・・ 46
4. 9	アルバイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4. 10	下宿紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4. 11	学友会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4. 12	課外活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4. 13	就職・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4. 14	資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
5. 諸規程	
5. 1	八戸工業大学大学院学則・・・・・・・・・・ 50
5. 2	八戸工業大学学位規程・・・・・・・・・・・・・ 62
5. 3	八戸工業大学大学院学位論文審査基準・・ 66
5. 4	八戸工業大学学費納入規程・・・・・・・・・・ 67
5. 5	八戸工業大学大学院入学者選抜規程・・・・・ 69
5. 6	八戸工業大学大学院特別選抜規程・・・・・ 70
5. 7	八戸工業大学大学院研究生規程・・・・・・・・ 71
5. 8	八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程 72
5. 9	八戸工業大学大学院学生心得・・・・・・・・ 73
5. 10	八戸工業大学大学院履修規程・・・・・・・・ 74
5. 11	八戸工業大学GPA取り扱い要項・・・・・・・・ 77
5. 12	八戸工業大学図書館利用規程・・・・・・・・ 79
5. 13	八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程 82
5. 14	八戸工業大学大学院学生の諸活動に関する規定 83
5. 15	八戸工業大学大学院学友会館使用規定・・・・・ 86
5. 16	八戸工業大学大学院施設・設備・備品等管理規程 88
5. 17	八戸工業大学大学院学生残留・出校者心得・・・・・ 89
5. 18	八戸工業大学車両通学に関する規程・・・・・・・・ 90
5. 19	学校法人八戸工業大学証明書発行取扱要領・・・・・ 92

■学長メッセージ

「知の地平線」を押し広げよう

Push the boundary of human intelligence !

学長 船崎 健一



皆さん、八戸工業大学大学院へのご入学おめでとうございます。教職員一同、皆さんの更なる成長と学術面での大きな飛躍が果たせるよう全力で支援してまいります。

大学院での学びとは何か

八戸工業大学は、「学校法人八戸工業大学」傘下の高等教育機関であり、1972年に創立されました。その後、1995年に大学院工学研究科修士課程が、1997年には工学研究科博士後期課程が設置され、ここに北東北で唯一の博士課程までを備えた工学系大学が誕生しました。

さて、大学院での学びは学部のとどのように異なるのでしょうか。本学大学院学則では、「本学の教育理念『良き技術は、良き人格から生まれる』に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、**学術研究**を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする」と謳っています。即ち大学院は、基礎力を修得した学生が本格的な学術研究活動を行うための専門的な学びを深めるとともに、自ら学術研究に携わることで人類の叡智の進展に主体的に取り組むとともに、叡智を活用した諸課題の解決能力を一層高めるための教育の場、言い換えれば、「**知の地平線**」を押し広げる能力を養う場なのです。

大学院こそが人生最大の学びの場

大学院生、特に博士前期課程の学生の大半は、それまでの4年間の学部での学び、特に卒業研究を通じてある程度の専門知識とスキルを身につけ、大人としての経験値も上がっていることから、**人間としても最も心技体揃った希有な時期**にあると言えるでしょう。2年ないし3年という標準就業年数では短い、と思えるほど濃密で充実した学びを経験することができるはずです。**「大学院こそが人生最大の学びの場である。」**私自身の体験からも、また、数多くの修士、博士を育ててきた経験からも、こう断言することができます。

勿論、人生は一生学びの連続であり、それを止めてはいけないのですが、**学生という自由な立場で思う存分勉強に研究に取り組める期間は人生の中では実は限られている**ことを皆さんは大人になると気づくはずです。この時間を有効に有意義に過ごして下さい。

デザイン思考で

日本の大学における学びの欠点は、**専門という名の沼**に陥りやすいことです。前述のように大学院での学びは「深奥を究める」ものですが、それだけでは課題解決には至らないのが普通です。より高い専門性を身につけるとともに、異分野にも興味を持ち、産官学連携活動なども含めて学内外において人的交流を深めることで、視野の広い豊かな人間性とより深いレベルでの教養を身に付けることも重要です。このような課題解決能力を高める手法の一つとして広く知られているものが**デザイン思考**です。本学感性デザイン学部での教育の中でも展開している手法ですが、是非工学研究科の皆さんにもしっかりと身につけるべきものです。

むすびに

日本は資源に乏しく大災害にしばしば見舞われる国ですが、その国が世界で中心的な役割を果たしているのも優れた人材あつてのことです。上述のように、大学院で学ぶ皆さんはまさに国の宝、地域の宝です。私達八戸工業大学の教職員一同は、その宝を預かり成長を支え社会に送り出すことへの責任感と喜びを胸に、皆さんとともに歩んでいきたいと考えています。

皆さんが健康で大きな飛躍を遂げることを期待しています。

□沿革小史

昭和47年(1972):開学、工学部機械工学科、産業機械工学科、電気工学科開設
昭和51年(1976):工学部土木工学科、建築工学科開設
昭和57年(1982):工学部エネルギー工学科開設
昭和61年(1986):産業機械工学科廃止
昭和63年(1988):食品工学研究所、情報システム工学研究所設置
平成5年(1993):構造工学研究所設置
平成7年(1995):大学院工学研究科修士課程設置、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻開設
平成9年(1997):大学院工学研究科博士後期課程設置、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木建築工学専攻開設
平成11年(1999):大学院工学研究科修士課程、建築工学専攻開設
:工学部システム情報工学科開設
:工学部電気電子工学科に名称変更(旧名称:電気工学科)
平成13年(2001):大学院工学研究科博士後期課程、建築工学専攻開設
:工学部機械情報技術学科に名称変更(旧名称:機械工学科)
:工学部環境建設工学科に名称変更(旧名称:土木工学科)
平成14年(2002):工学部生物環境化学工学科開設、異分野融合科学研究所設置
平成15年(2003):工学部電子知能システム学科に名称変更(旧名称:電気電子工学科)
平成17年(2005):工学部エネルギー工学科廃止
:感性デザイン学部感性デザイン学科
平成19年(2007):工学研究科機械・生物化学工学専攻に名称変更(旧名称:機械システム工学専攻)
:工学研究科電子電気・情報工学専攻に名称変更(旧名称:電気電子工学専攻)
平成21年(2009):工学部土木建築工学科開設
:工学部バイオ環境工学科に名称変更(旧名称:生物環境化学工学科)
平成22年(2010):工学部電気電子システム学科に名称変更(旧名称:電子知能システム学科)
:エネルギー環境システム研究所に名称変更(旧名称:異分野融合科学研究所)
平成25年(2013):工学部環境建設工学科廃止
平成27年(2015):工学部建築工学科廃止
:工学研究科社会基盤工学専攻に名称変更(旧名称:土木工学専攻)
:地域産業総合研究所に名称変更(旧名称:エネルギー環境システム研究所)
平成28年(2016):工学研究科建築工学専攻廃止
平成30年(2018):工学部機械工学科に名称変更(旧名称:機械情報技術学科)
:工学部電気電子工学科に名称変更(旧名称:電気電子システム学科)
:工学部生命環境科学学科に名称変更(旧名称:バイオ環境工学科)
:感性デザイン学部創生デザイン学科に名称変更(旧名称:感性デザイン学科)
令和4年(2022):工学部工学科(1学科5コース制)開設
:感性デザイン学部感性デザイン学科に名称変更(旧名称:創生デザイン学科)

□ 学年暦

博士前期課程		博士後期課程	
4	月	4	月
： 新学期、前期開始		： 新学期、前期開始	
： 入学式、ガイダンス(全学年)		： 入学式、ガイダンス(1・3年)	
4	月中旬	4	月中旬
： 定期健康診断		： 定期健康診断	
： 履修登録(1・2年)		9	月15日
		： 前期終了	
7	月下旬	9	月16日
： 前期定期試験		： 後期開始	
9	月15日	9	月
： 前期終了		： 研究計画書提出(1年)	
9	月16日	： 特別研究中間発表(3年)	
： 後期開始		： 論文作成要領説明会(3年)	
9	月	1	0月
： 研究計画書提出(1年)		： 学位論文審査願提出	
： 特別研究中間発表(2年)		1	月29日
： 論文作成要領説明会(2年)		： 開学記念日(授業日)	
1	1月	2	月
： 学位論文審査願提出		： 論文最終審査(3年)	
1	月下旬	2	月中旬
： 後期定期試験		： 最終学位論文審査(3月)	
1	月29日	3	月中旬
： 開学記念日(授業日)		： 学位記授与式(3年)	
2	月	3	月31日
： 論文最終審査(2年)		： 後期終了	
2	月中旬		
： 最終学位論文提出(2年)			
3	月中旬		
： 学位記授与式(2年)			
3	月31日		
： 後期終了			

1. 新入生のために

1. 1 学生要覧

この学生要覧には、本大学院での教育と研究に関する必要な情報が書かれている。再配布はしないので大切に保管して利用すること。

1. 2 掲示、電話、郵便

学生への連絡は掲示によって行われる。教室の変更、授業の休講・補講、呼び出しなどすべての連絡は掲示によって行われる。緊急以外の電話は間違いを生じたり、業務上の支障となることがあるので取り次ぎすることはできない。学生個人への郵便物は混乱が生ずることがあるので避けること。

Active Academy Advance（AAA）、授業情報kHITによる情報提供

Active Academy Advanceは各種掲示、履修登録、成績照会など大学からの情報連絡ネットワークシステムである。最低1日1回は確認すること。

■ URL : <https://aaa.hi-tech.ac.jp/>

授業情報kHITでは、休講・補講、時間割等の授業情報を掲示している。

■ URL : <https://khit.hi-tech.ac.jp/>

1. 3 手続と期限

授業を受けたり、書類を申し込むためには手続をする必要がある。手続には作業を合理的に進めるため、必ず期限がある。これを守らないときは他の学生に迷惑をかけたか、自分自身が不利な扱いを受けることがある。期限は必ず守らなければならない。

1. 4 学生証と学籍番号

学生証は学生の身分を証明するものであるから、常に携帯していなければならない。特に、各種証明書等の交付を受けるとき、図書館を利用するときは携帯していなければならない。学生証の有効期間は、発行の日から各課程の標準修業年限終了までとする。また、修了、退学あるいは除籍などの場合はただちに学生証を返却しなければならない。

学籍番号は、手続に必要とするので忘れないようにしなければならない。

1. 5 通学と交通事故

通学には自転車、車両（自動二輪車、四輪車）を使用することができる。いずれの場合も所定の手続きをとって許可を受けなければならない。また、学内に駐車する場合は、そのルールを守り定められた場所に駐車し周囲の迷惑にならないようにしなければならない。

1. 6 大学施設

本学には、図書館、メディアセンター、多目的ホール、体育館、学友会館、尚志館、屋内練習場、テニスコート、運動公園が設置されている。それぞれの利用法に従って利用しなければならない。

1. 7 学費の納入

学費は所定の期日までに納入しなければならない。納入されない場合は除籍になってしまい、院生の資格を失う。もし、所定の期日までに納入できない場合は願い出によって延納を許可することがある。詳細は八戸工業大学学費納入規程に記載されている。

1. 8 大学院の規程

本大学院には、学則をはじめとするいくつかの規程がある。これらの規程は本大学院での教育研究活動が活発に、しかも有効的に推進できる環境を整備し、教育研究活動を円滑に運営するために定められている。第5章にそれらの規程を掲載している。

1. 9 休学、退学など

これらについては指導教員に相談してほしい。手続きの詳細は大学院学則第10章に記載されている。

1. 10 GPA

本学では、平成23年度入学生からを対象に学修成果を計る基準としてGPA制度を導入している。GPAとは、「Grade Point Average」の略称で、履修した1単位当たりの評価平均値を求めたものである。GPAを算出することにより学修の到達度が明確になることから、皆さんの学修意欲向上につながることをねらいの一つとしている。

GPAは学期ごとに学業成績通知書に記載して配布するので、自分自身の学修状況を確認するとともに、GPAがより高い値となるように学修することを期待する。

■成績評価とグレードポイント(GP)

評価毎のグレードポイント(GP)は下記の通りで、評価がN(認定)の科目、修了要件に含まれない科目は、GPA算出の対象外とする。

合否	評価	評価基準	GP
合格	S	90～100	4
	A	80～89	3
	B	70～79	2
	C	60～69	1
	N	認定	-
不合格	D	59以下	0

■GPAの計算方法

本学では、下記の通り「学期GPA」、「年度GPA」、「累積GPA」の3種類のGPAを計算する。(小数点第2位まで表示し、小数点第3位以下は切り捨て)

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該学期における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

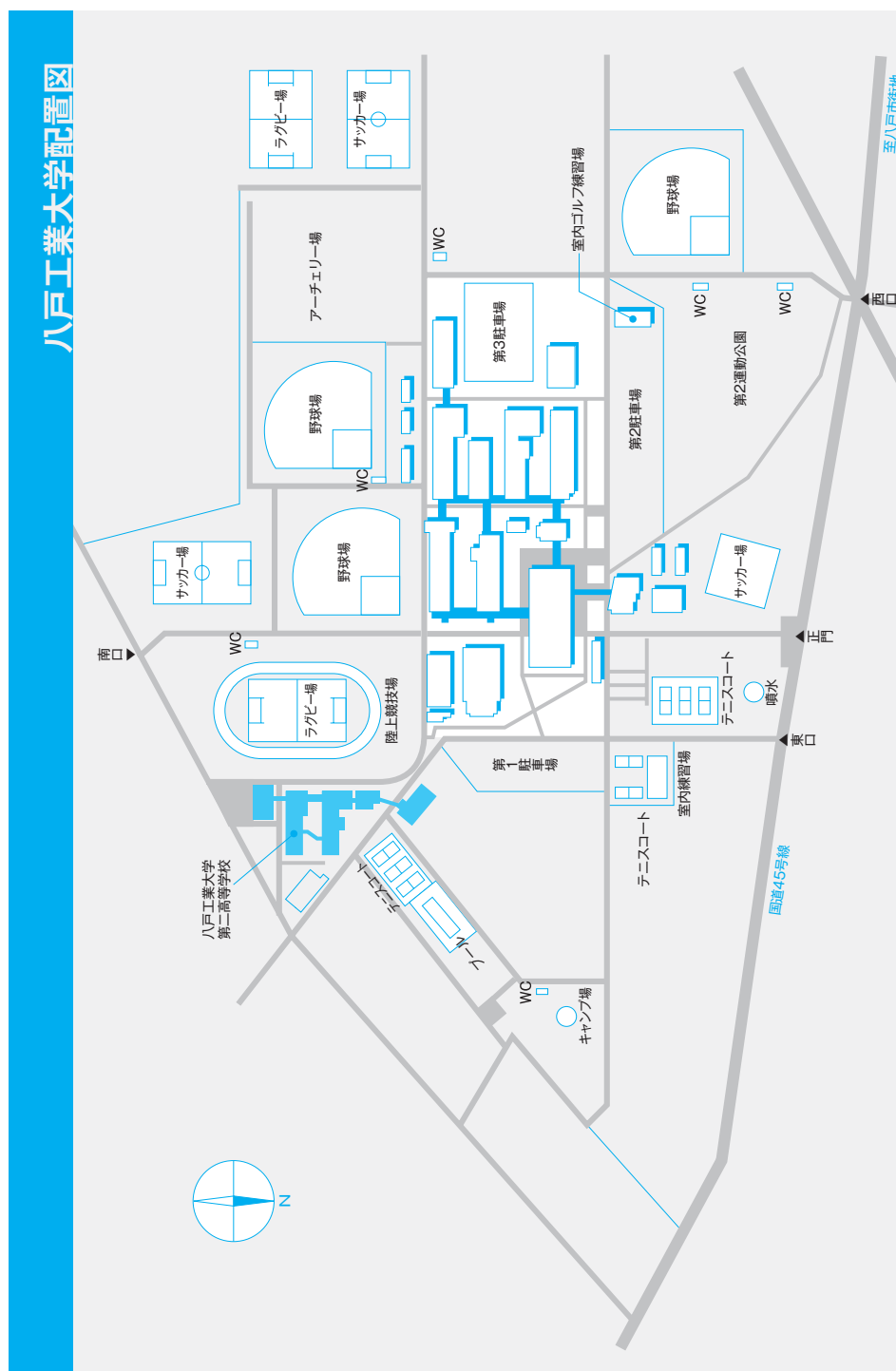
$$\text{年度GPA} = \frac{\text{当該年度における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該年度における評価を受けた科目の単位数の計}}$$

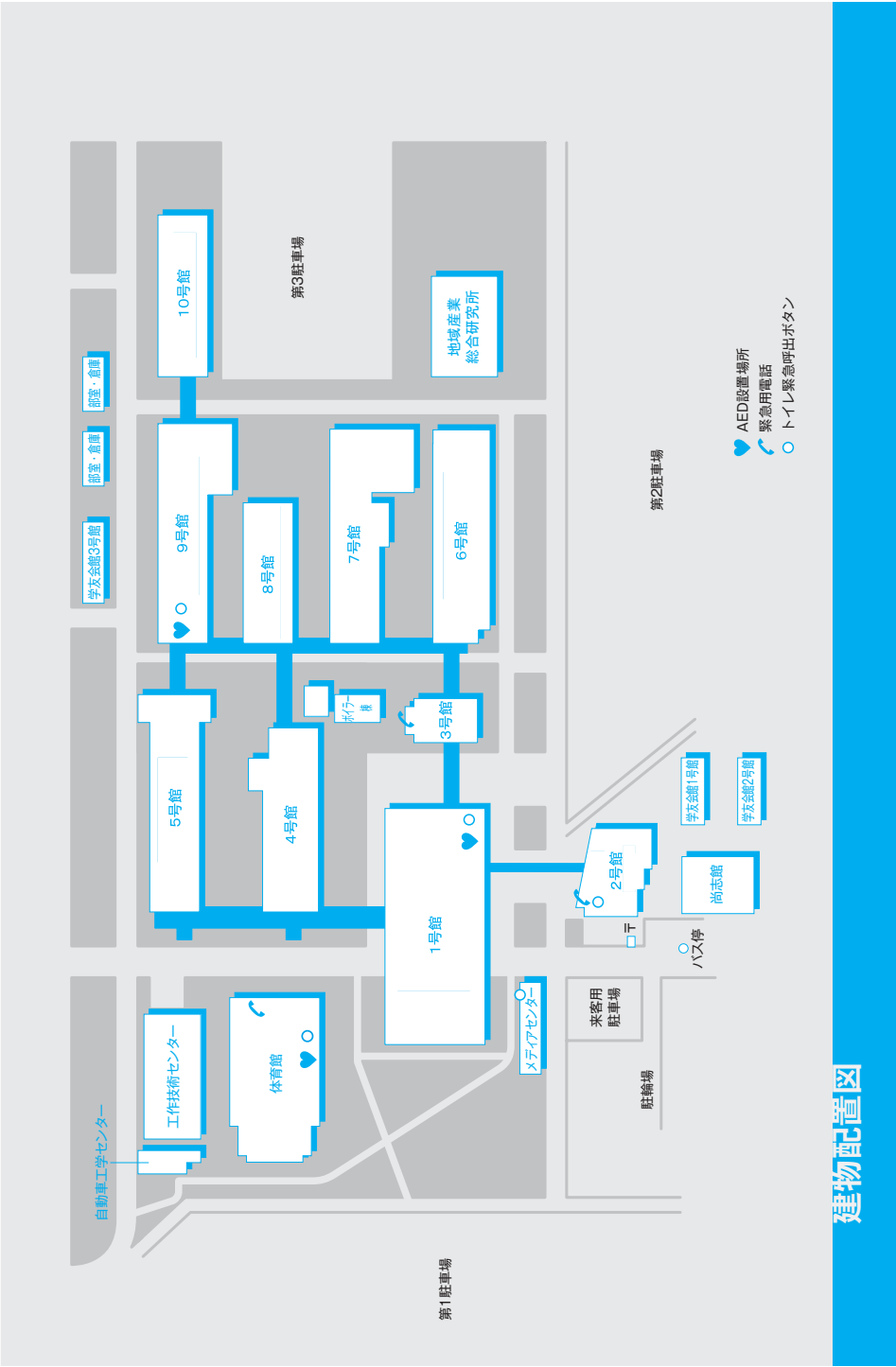
$$\text{累積GPA} = \frac{\text{入学以降に(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{入学以降に評価を受けた科目の単位数の計}}$$

GPAの計算で特に注意すべき点は、不合格科目(D評価:GP=0)も評価を受けた科目として単位数に算入されることである。GPの計は増えずに分母が大きくなることから、不合格科目が増えるとGPAの値が低くなる。なお、不合格科目には文字通り試験等に不合格だった場合以外にも、授業を途中からあきらめた場合(通称「放棄」)も含めるので、充分注意すること。

履修計画を立てる際には、進級要件や卒業要件を充足することはもちろん、履修登録した科目は途中であきらめることなく確実に単位を修得すること、また、全てを高い評価で合格するよう努力することが重要である。

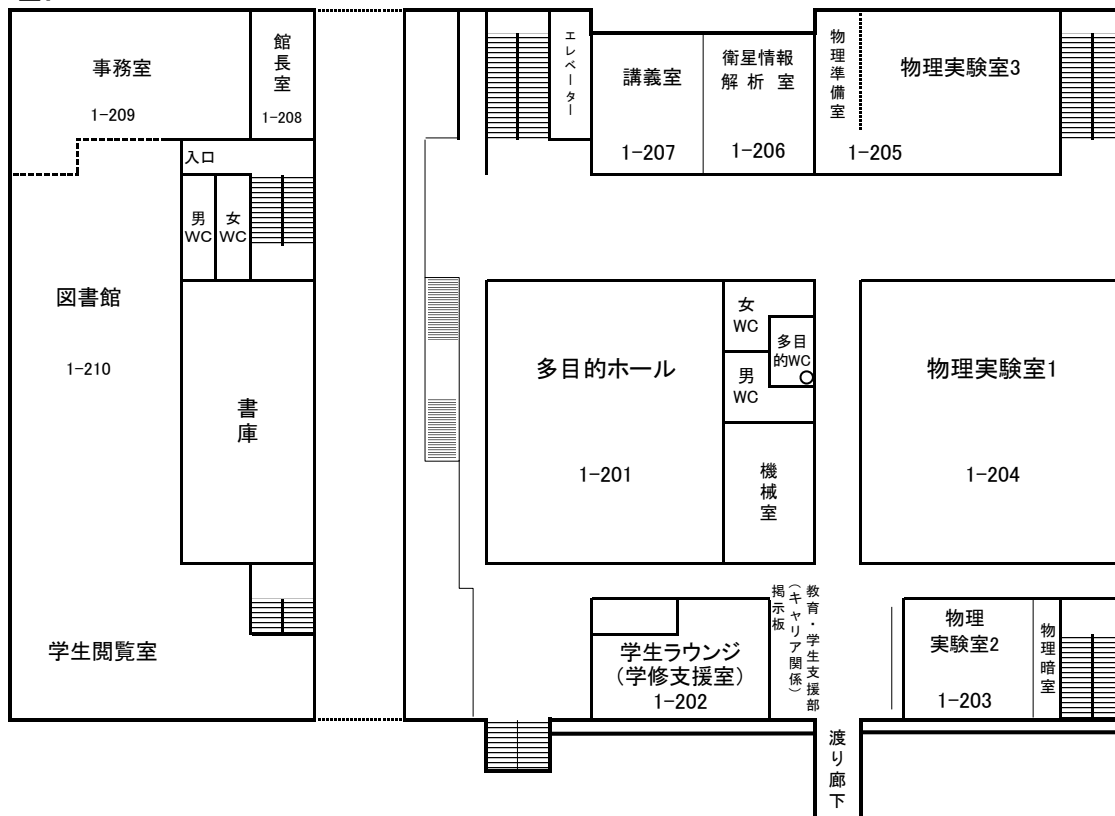
1. 11 キャンパス・校舎案内図



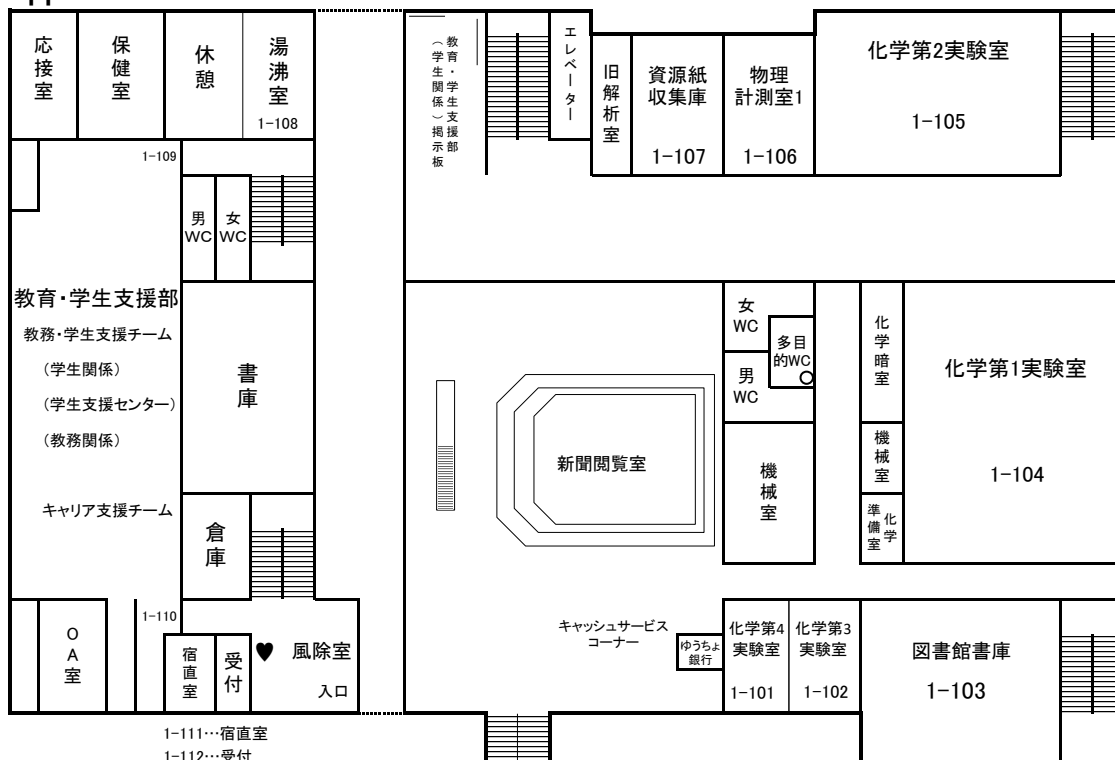


1号館

2F



1F

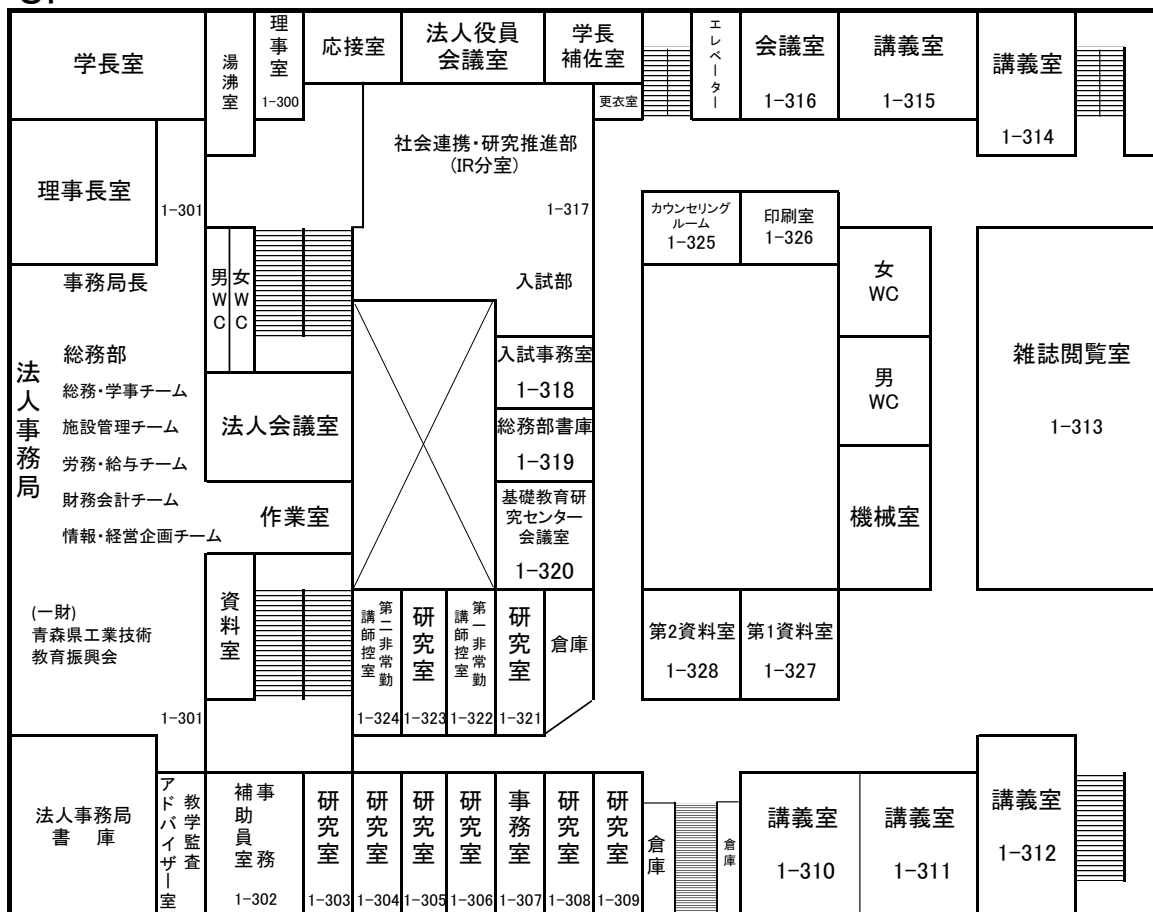


♥ AED設置場所

○ トイレ緊急呼出ボタン

1号館

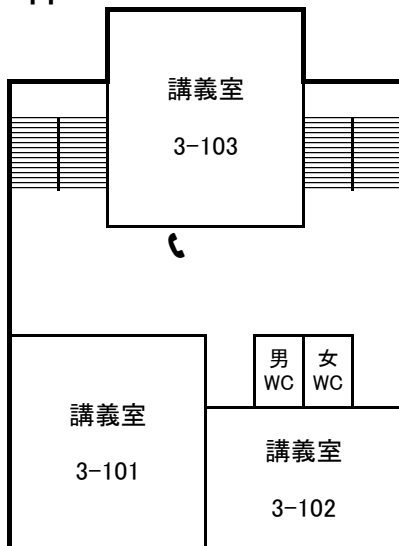
3F



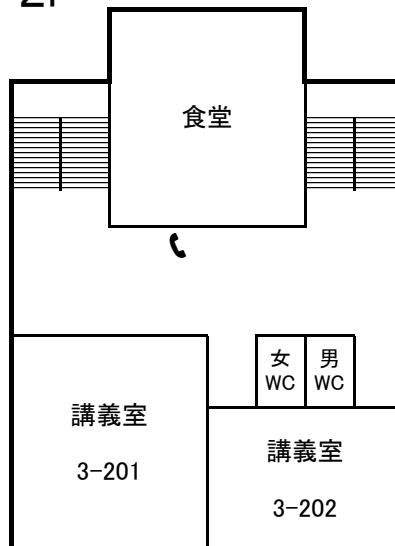
3号館

☎ 緊急用電話

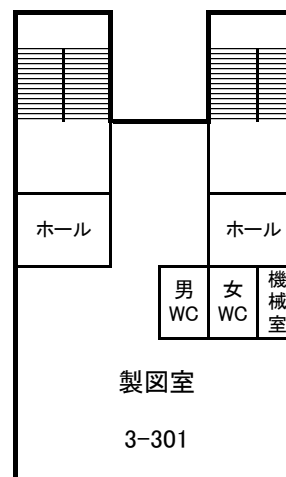
1F



2F

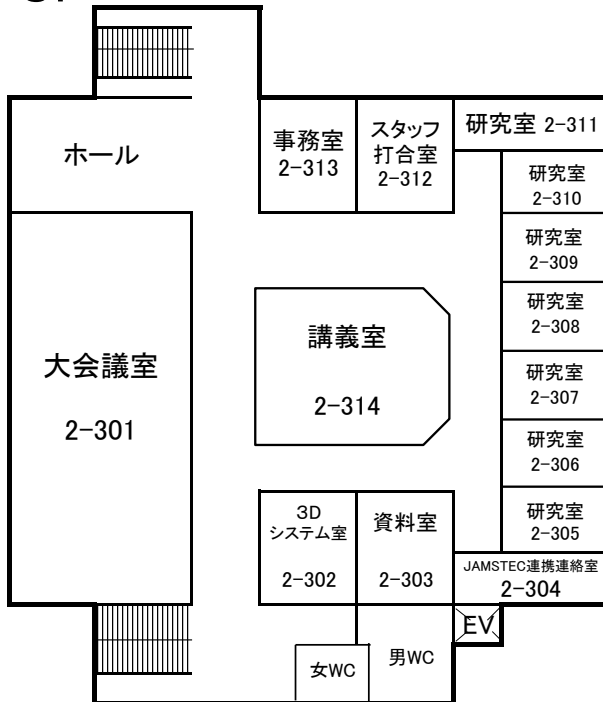


3F

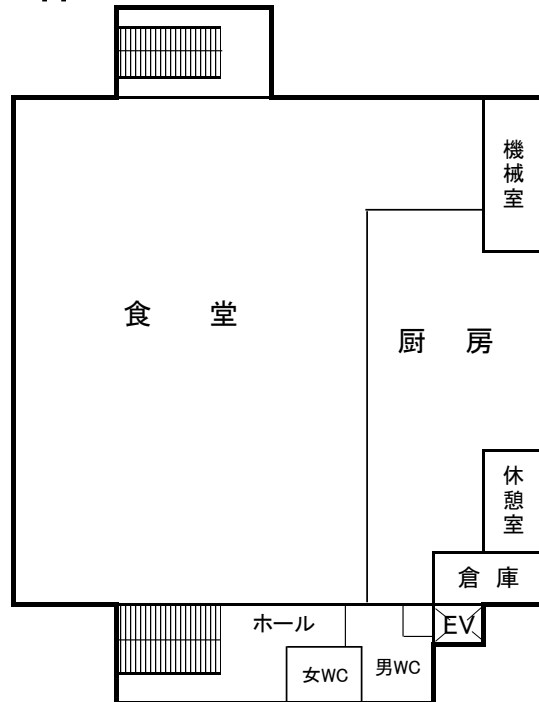


2号館

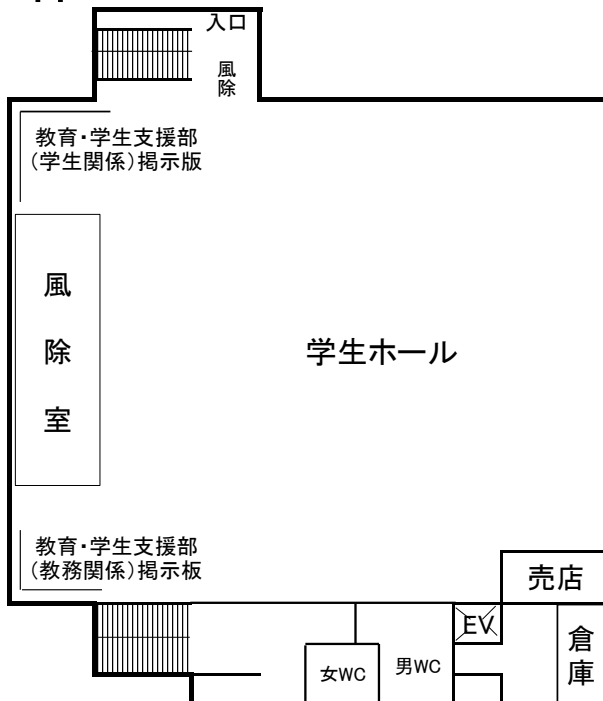
3F



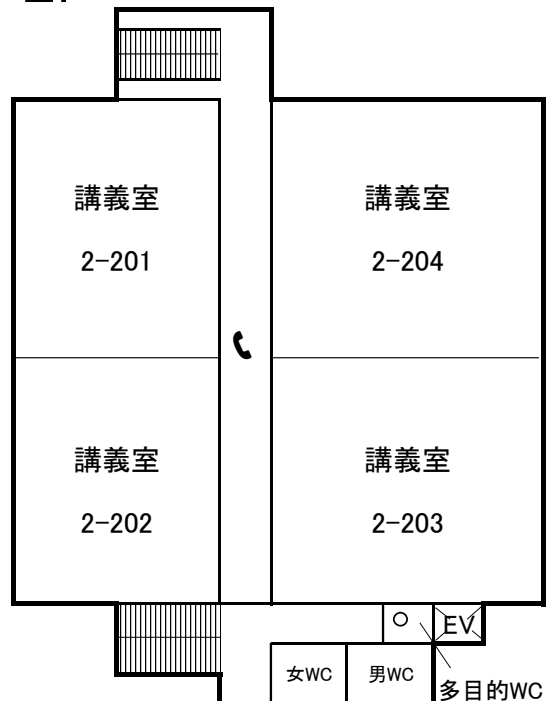
4F



1F



2F



☎ 緊急用電話
○トイレ緊急呼出ボタン

4 号館

研究室 4-403	
研究室 4-401	情報通信 システム 研究室 4-402

	B	A	B	A			B	A		
男 WC	デジタル 信号処理 研究室	電力情報 ネットワ ーク研究 室	磁気応用 工学研 究室	半導体 材料工 学研 究室	アクティブ・ラーニング講義室		強誘電体材料・ デバイス工学 研究室Ⅰ・Ⅱ		研究室	研究室
	4-319	4-318	4-317	4-316	4-315		4-314	4-313	4-312	4-311
	B				A					
	研究室	研究室	研究室	研究室	エネルギー 変換工学 研究室	IoT & メカトロニクス 研究室	電子知能 ロボット 研究室	電子工学 研究室	研究室	研究室
	4-301	4-302	4-303	4-304	4-305	4-306	4-307	4-308	4-309	4-310

男 WC	電気電子工学 実験室Ⅰ	電気電子工学 実験準備室	電気電子工学 実験室Ⅱ	事務室	応接室	技 術 職員室	大学院 演習室	講義室	
	4-216	4-215	4-214	4-213	4-212	4-211	4-210	4-209	
	ネットワーク・コンピュータ 演習室	ナノ デバイス・ 衛星情報 研 究 室	E-ラウンジ	会議室		エジソン クラブ	物理工学 研究室	研究室	研究室
	4-201	4-202	4-203	4-204		4-205	4-206	4-207	4-208

女 WC	産学連携 研究室	電気電子 材料加工室	電子情報システム 実 験 室	直 流 発電室	電気エネルギー システム実験室	E-ナビ・スクエア	講義室	
	4-116	4-115	4-114	4-113	4-112	4-111	4-110	
高電界 工 学 研究室	クリーンラボ	ナノテク ノロジー 研究室	薄膜作製・ 分析研究室	研究室	フ ォ ト リ ン ソ ン 室	薄膜表面 物性評価 研 究 室	研究室	研究室
4-101	4-102	4-103	4-104	4-105	4-106	4-107	4-108	4-109

5号館

3F

男 WC	学生居室 5-318	研究室 5-317	学生居室 5-316	研究室 5-315	研究室 5-314	研究室 5-313	研究室 5-312	大学院 演習室 5-311	資料 室 5-310	実験室 5-309

2F

男 WC	応 接 室	事務室	研 究 室	研 究 室	ITルーム (A)	ITルーム (B)	ITルーム (C)	研 究 室	研 究 室	研 究 室	研 究 室	研究室	研究室
	5-216		5-215	5-214				5-213	5-211	5-210	5-209		
	会 議 室		学 生 居 室		講 義 室			学 生 居 室		講 義 室			
	5-201		5-202		5-203			5-204		5-205			

1F

女 WC	自動車教材室 5-117	伝熱工学 実験室 5-116	実 習 指導員室 5-115	実験室 5-114	次世代 冷凍機 実験室 5-113	エンジン 実験室 5-112	熱工学 実験室2 5-111	熱工学 実験室1 5-110	超音波 実験室 5-109	精密機械 測 定 室 5-108
	エンジン実習室 5-101	実験室 5-102	学 生 実験室	原子力 工 学 実験室 5-103	レーザー 工 学 実験室 5-104		実験室 5-105	実験室 5-106	講義室 5-107	

6号館

3F

3F

男 WC	会議室 6-333	学務室 6-332	共用ゼミ室 6-331	研究室 6-330	研究室 6-329	研究室 6-328	研究室 6-327	研究室 6-326	研究室 6-325	研究室 6-324	非常勤 講師室 6-323	印刷室 6-322	設計・ 計画 研究室 6-320	建築 デザイン 研究室 6-319	建築 図書室2 6-317		建築 図書室1 6-316	
												複写室 6-321			歴史 意匠 資料室 6-318	環境デ ザイン 資料室 6-315		

	研究室 6-301	研究室 6-302	研究室 6-303	研究室 6-304	研究室 6-305	研究室 6-306	防災・ 構造工学 研究室 6-307	建築計画 研究室 6-308	空間 デザイン 研究室 6-309		研究室 6-310	研究室 6-311	歴史・ 伝統構法 研究室 6-312		材料・ 施工 研究室Ⅰ 6-313		模型 制作室 6-314	

2F

2F

男 WC	事務室 6-210	設 計 室 6-209		ITルーム 6-208		第2講義室 6-207			
女 WC									
	A-カフェ 6-201	A・ギャラリー	コモンルーム 6-202	アトリエ 6-203		エスキス・プロジェクト ルーム 6-204		大学院 自習室 6-205	大学院 講義室 6-206

1F

1F										第1講義室 6-109				
男 WC	材料・ 構 法 実験室 6-117	材料実験 準備室 6-116	実験 管理室 6-115					養生室 6-114	低温恒 温室 6-113			常温恒 温室 6-112	材料・施工 実験室Ⅱ 6-111	材料・施工 実験室Ⅰ 6-110
物置				実験室 6-103										
		工作室 6-101	耐雪耐寒 工 法 実験室 6-102					化学実験 室 6-104		防災・ 構 造 実験 準備室 6-105	都市・ 住 居 資料室 6-106	数学 研究室 6-107	材料・ 施 工 研究室Ⅱ 6-108	

7号館

3F

3F																ベ ラ ン ダ				ベ ラ ン ダ	
男WC	複写室	事務室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	研究室	コンクリート 工 学 研究室Ⅱ			計画学 研究室	大学院生 演習室		
女 W C	7-328	7-327	7-326	7-325	7-324	7-323	7-322	7-321	7-320	7-319	7-318	7-317	7-316	7-315	7-314	7-313		7-312	7-311		
	大学院 講義室	会 議 室	研 究 室	研 究 室	水工学 研究室Ⅱ	環 境 工 学 研究室Ⅱ	大学院 講義室		コンクリート 工 学 研究室Ⅰ	研究室Ⅱ									第3講義室		
	7-301	7-302	7-303	7-304	7-305	7-306	7-307		7-308	7-309									7-310		

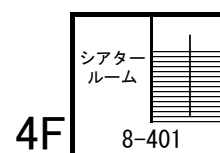
2F

2F								
男WC	構造工学 研究室Ⅰ	ITカフェ 学生自習室	ITルーム	地盤工学 研究室	水工学 研究室Ⅰ	コンクリート 工学 実験室Ⅲ		第2講義室
女 WC	7-213	7-212	7-211	7-210	7-209	7-208		7-207
		環境工学 実験室Ⅰ	環境工学 研究室	環境工学実験室Ⅱ		研究室Ⅰ	学生 自習室	第1講義室
		7-201	7-202	7-203		7-204	7-205	7-206

1F

男WC	実験準備室	地盤工学実験室Ⅱ		水工学実験室Ⅱ		実験準備室		地盤工学実験室Ⅰ	器材測量室
	7-112					7-110			
物置		7-111						7-109	7-108
	実験準備室	コンクリート工学実験室Ⅰ	構造工学実験室		寒冷地材料試験室	凍結融解試験室	倉庫	工学実験室Ⅱ	水工学実験室Ⅰ
	7-101								
	恒温室	7-102	7-103		7-104	7-105			
								7-106	7-107

8号館



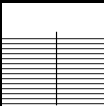
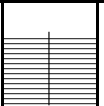
3F

ウェブ システム 研究室 8-317		研究 室 8-316		研究 室 8-315	研究 室 8-314	研究 室 8-313	研究 室 8-312	研究 室 8-311	研究 室 8-310	研究 室 8-309		研究 室 8-308	ミーティング ルーム 8-307
女 WC	男 WC	エンターテインメント インフォマティクス 研究室 8-301		地域DX 研究室 8-302	コンピュータ システム研究室 8-303		コンピュータ グラフィックス 研究室 8-304		電子ビジョン 研 究 室 8-305		数理情報工学 研究室 8-306		

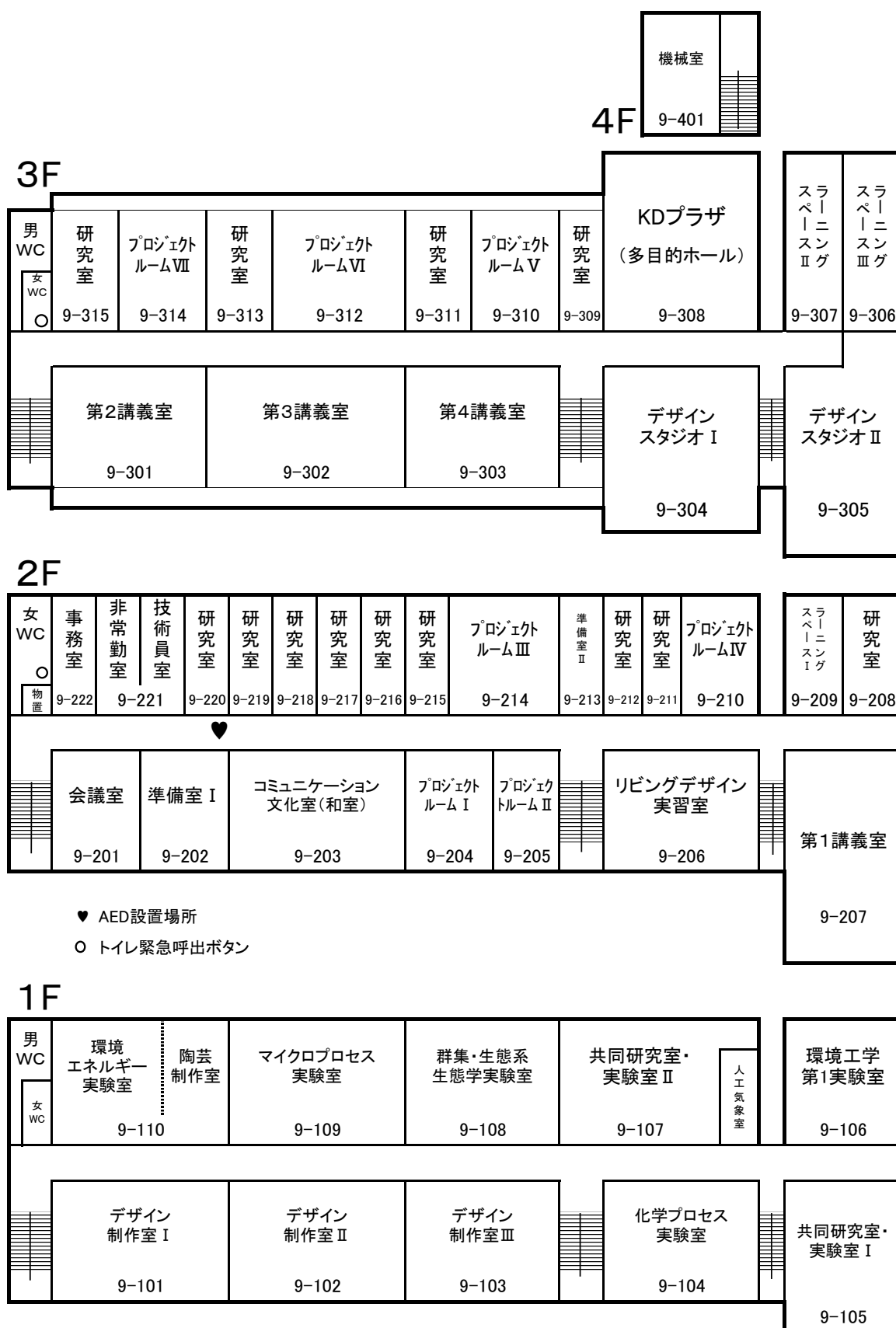
2F

メディアラボ		コピ ー 室		事務室	会議室	講師 非常勤 控室	研究室	大学院 講義室	自習室		LSI 開発室	研究室
8-214		8-213	8-212	8-211	8-210	8-209	8-208	8-207	8-206	8-205		
女 WC	男 WC	準備室	第1講義室		第2講義室			第3講義室				
		8-201	8-202		8-203			8-204				

1F

機械室 8-112					資料室 8-111	開発室 8-110	研究室 8-109	サウンド スタジオ 8-108	モーション キャプチャ スタジオ 8-107			ネットワーク 研究室 8-106	工作 室 8-105
女 WC	男 WC	資料室	デバック 室 8-101	計算機室 8-102	第4講義室 8-103				第5講義室 8-104				

9号館



10号館

4F

ボイラー室	高置水槽室
遺伝子操作実験室 10-401	
第1動物室	第2動物室

3F

第2環境工学実験室 10-317	男WC	女WC	学生居室 10-316	セミナー室第2 10-315	学生居室 10-314	研究室 10-313	研究室 10-312	研究室 10-311	環境プロセス実験室 10-310	学生居室 10-309	研究室 10-308	ドラフト室 10-307	学生居室 10-306
	第1講義室 10-301			多目的実験・実習室 10-302			第2講義室 10-303				第1会議室(資料室) 10-304	水族繁殖学実験室 10-305	

2F

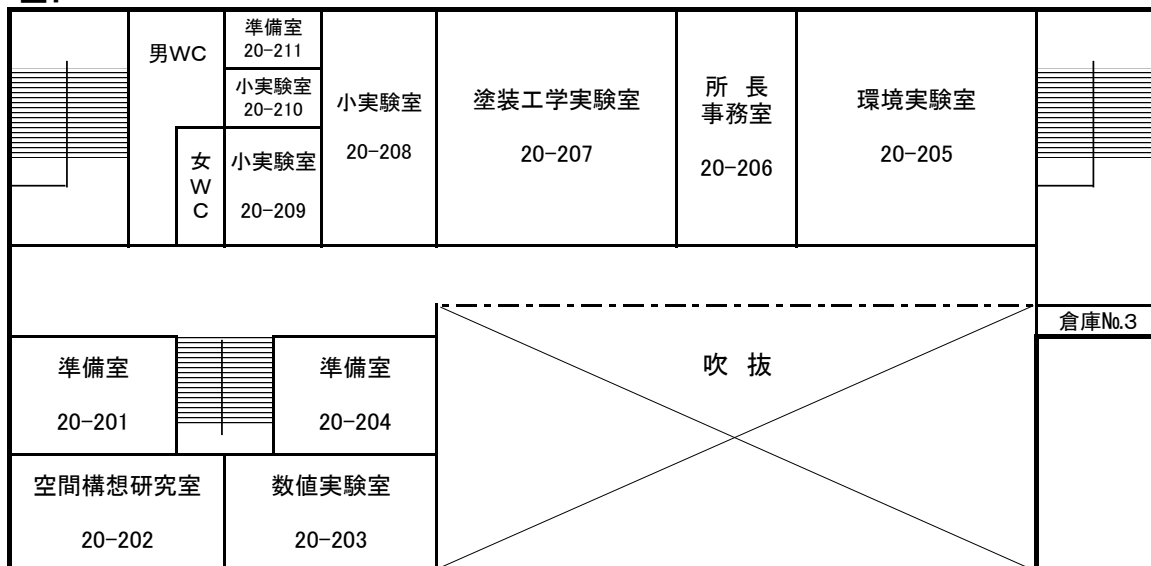
複写室 10-220	女WC	事務室 10-219	第2会議室 10-218	セミナー室第1 10-217	研究室 10-216	研究室 10-215	研究室 10-214	研究室 10-213	研究室 10-212	研究室 10-211	学生居室 10-210	暗室 10-209	殺菌室 10-208	無菌室 10-207	植物生態学実験室 10-206
	発酵食品学実験室 細胞培養室		10-201	実験室 10-202			機器分析室 10-203	菌類生理生態学実験室 10-204	生物資源利用化学実験室 10-205						

1F

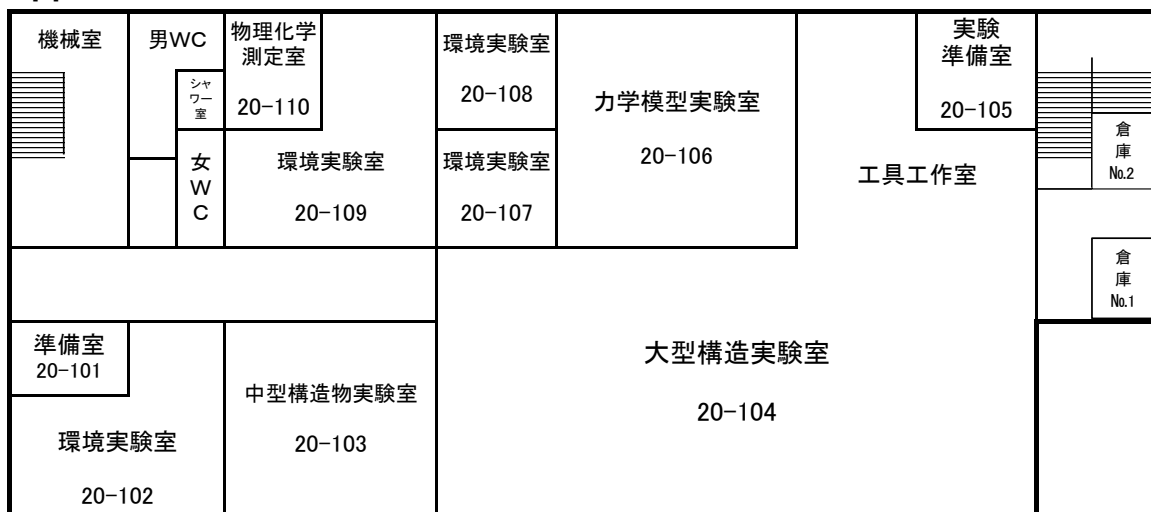
シミュレーションルーム 10-109	男WC	女WC	電子顕微鏡室 10-108	生命環境科学第3基礎実験室 10-107	就職情報室 10-106	技術職員室 10-105	生命環境科学第2基礎実験室 10-104	生命環境プロセス実習室 10-103							
	生命環境科学第1基礎実験室 10-101				生命環境科学ITルーム 10-102										

地域産業総合研究所

2F



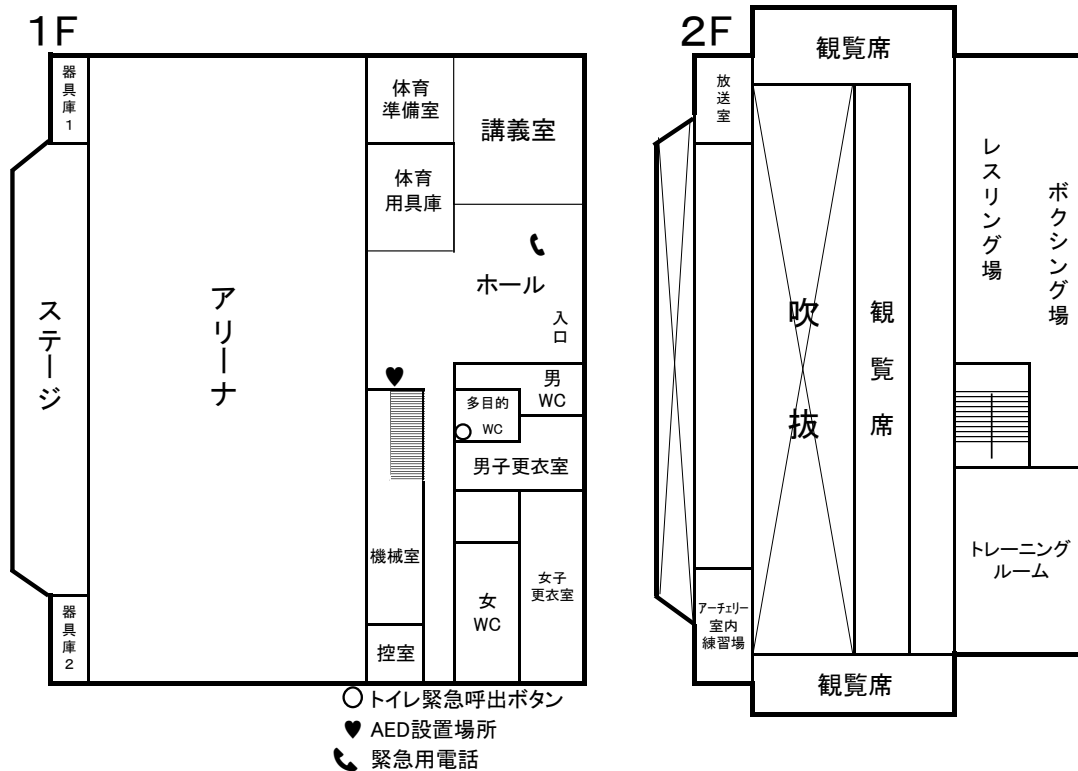
1F



尚志館



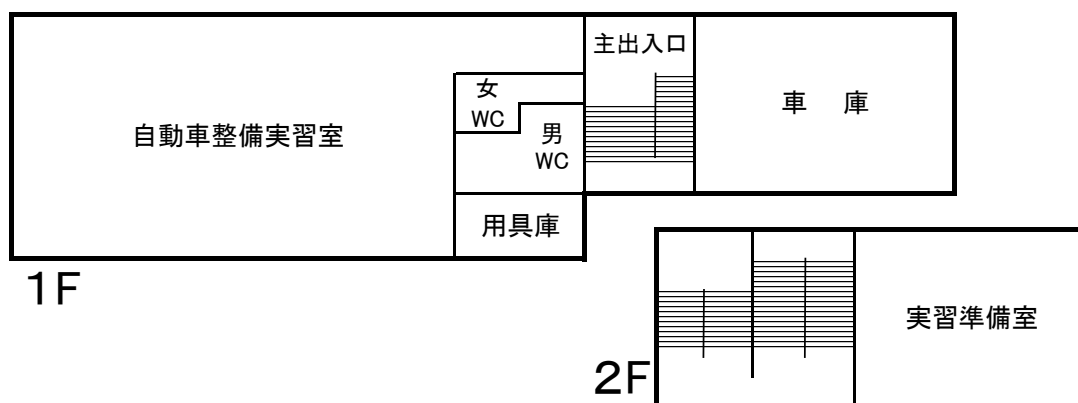
体育館



工作技術センター

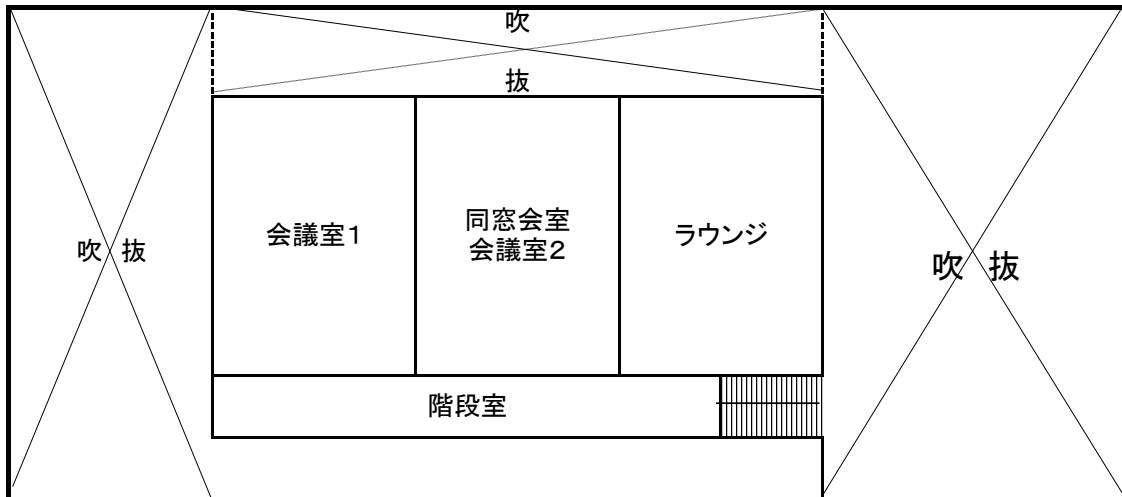


自動車工学センター

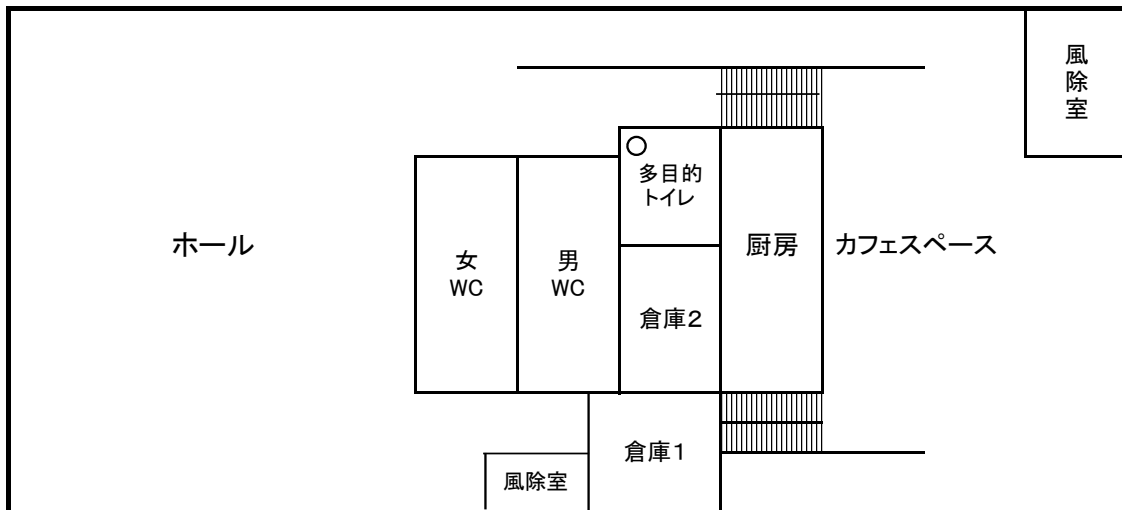


メディアセンター

2F



1F



○ トイレ緊急呼出ボタン

学友会館

1号館(1F)

男WC	男子 シャワー室	倉庫	学友会室	体育会室	文化会室
女子 シャワー室	女WC	出入口	学友会倉庫	会議室A-1	会議室A-2

1号館(2F)

主務室 1-1	食品研究会 1-2		ICT研究部 1-3	ICT研究部 1-4	ホッケー部 1-5	ソフトテニス部 1-6	1-7	漫画研究部 1-8
1-17	弓道部 1-16	卓球部 1-15	柔道部 1-14	男子 硬式庭球部 1-13	女子 硬式庭球部 1-12	空手道部 1-11	サッカー部 1-10	グラフィック 研究部 1-9

2号館(1F)

男WC	出入口	会議室B-1		会議室B-2	ゲーム 研究部 2-1	ゲーム 研究部 2-2	ビリヤード部 2-3	学友会 パネル置場 2-4
女WC	倉庫		プラモデル 研究会 2-9	学友会 倉庫 2-8	自動車部 2-7	吹奏楽部 2-6		吹奏楽部 2-5

2号館(2F)

2-10	軟式野球部 2-11	サイクリング 同好会 2-12	映像研究部 2-13	映像研究部 2-14	美術研究部 2-15	男子バスケット ボール部 2-16	茶道愛好会 2-17
将棋部 2-24		情報科学研究部 2-23	文芸愛好会 2-22	サバイバル ゲーム同好会 2-21	バレー ボール部 2-20	ストリートダンス 愛好会 2-19	DTM 研究部 2-18

3号館(グラウンド側)

美術研究部 3-16	動力研究部 3-15	山岳部 3-14	アーチェリー部 3-13	陸上競技部 3-12	物 置 3-11	物 置 3-10	軽音楽部 3-8	物 置 3-9
動力研究部 3-1	硬式野球部 3-2	アーチェリー部 3-3	学友会倉庫 3-4	自動車部 3-5	ソフトボール部 3-6	ラグビー部 3-7		

2. 工学研究科の紹介

2. 1 工学研究科

本大学院の工学研究科は、博士前期・博士後期課程からなり、次の3専攻から構成されている。

機械・生物化学工学専攻 社会基盤工学専攻

電子電気・情報工学専攻

各専攻の概要、部門、および研究テーマを以下に紹介する。

2. 2 機械・生物化学工学専攻

[概要]

本専攻は、科学技術の高度システム化および複合化に対応すべく、学際的なシステム工学を主眼として設置される。工学部工学科の機械工学コースと生命環境科学コースの機械工学系、化学工学系分野および生物・食品分野を基盤とし、有機的、総合的に発展させる。本専攻は電子電気・情報工学専攻、社会基盤工学専攻とも有機的な交流を行いつつ、機械工学および生物化学工学に関する高度な専門的学識と基礎的研究能力はもとより、情報科学も含む学際的なシステム工学について幅広い教育と研究を行うことを目標とするものである。

基礎素材型産業を中心に発展して来た地域産業は、近年、産業構造の変化により高付加価値型の高度技術産業への転換が急務となっている。このため、地域産業の高度化あるいは高付加価値化をめざした新素材の開発研究、超精密加工の研究、機能性食品の開発および高度産業におけるメカトロニクスやバイオに関する研究開発などの学際的な分野を含むシステム技術の開発が要請されている。

[教育研究の目的]

本専攻は、機械・生物化学工学に関わる移動現象、計測システム、材料加工学および物質変換工学の4部門とこれを包括した学際的で高度な専門知識を用いて、社会に貢献することを教育研究の目的とする。

[人材養成の目的]

機械・生物化学工学専攻は、機械および生物化学工学領域の基礎力と専門知識を修得し、高度かつ学際的なシステム技術の研究・開発並びに複合化した利用技術への応用展開に対応できる広い視野を持った創造性豊かで問題解決能力に優れた技術者、研究者を養成することを目的とする。

[部門構成]

本専攻は、移動現象工学、計測システム工学、材料加工学、および物質変換工学の4部門により構成されている。

(a) 移動現象工学(熱、運動量、物質の移動・制御とエネルギー変換)

本部門は、機械・化学システムの中で、熱、運動量、および物質の移動とその制御に関する理論と解析法の探求と、これらに基づくシステムの解析・設計法、およびシステム機器の開発などについて総合的に修得させるためのものである。

(b) 計測システム工学(振動、機械力学、計測と数値情報によるシステム制御、環境計測)

本部門は、機械・化学システムの特性解析と動的システムの構築に必要な構成要素の機能設計、性能評価、システムシミュレーション、自動制御技術、光応用測定技術、および環境情報に関する機器分析、数値解析法などの探求と、それらの工業的な応用について総合的に修得させるためのものである。

(c) 材料加工学(材料、材料力学、塑性加工、精密加工、新素材加工)

本部門は、システム構成要素の主たる加工法である塑性加工と切削加工の理論、および物性制御による材料の高性能・高機能化に関する理論の探求と、それらの工業的な応用について総合的に修得させるためのものである。

(d)物質変換工学(化学的・生物化学的な物質変換のシステム工学)

本部門は、システム内で生じる化学的または生物化学的反応に基づく物質の変換・加工に関する理論とそのプロセス構成法、食品工学的な応用と言える機能性物質の探求、および機器・装置の最新の解析・設計法について総合的に修得させるためのものである。

以上の4部門で構成され、学際的およびシステム工学的な思考による情報化および高付加価値製品化時代にふさわしい総合的な研究と教育を可能とするものとなっている。さらに、システム工学の構築とその適用には、高度な工学的基礎知識が不可欠となる。このため、博士前期課程においては、専門基盤科目を設け、上記の4部門に関連する応用数学、応用物理、および応用化学の最新知識を必要に応じて履修させる。

[研究テーマ]

移動現象工学

- ・噴霧塗装における液滴の帯電に関する研究
- ・排熱利用を目的とした氷点下冷熱製造技術に関する研究
- ・再エネ大量導入に向けたカーボンニュートラル技術に関する研究
- ・凝縮層表面上の燃え拡がりにおよぼす重力の影響に関する研究

計測システム工学

- ・ものづくりに役立つコンピュータシミュレーションの研究

材料加工学

- ・カーボンナノチューブ複合材の強度に関する研究
- ・高出力レーザーを利用したミクロな機械的性質の研究
- ・原子力用耐熱構造材料の強度特性に関する研究

物質変換工学

- ・マイクロ波を用いたCO₂の資源化および水素製造に関する研究
- ・マイクロバブルの発生制御と物性値変化
- ・微生物の低温適応を利用した物質生産に関する研究
- ・ポリフェノール化合物の酸化分解に関する研究
- ・魚類卵膜形成過程の分子生物学的・免疫生化学的研究
- ・海洋生態系を主対象とした炭素などの物質循環・生態系機能の研究
- ・陸上植物の繁殖および群落動態に関する生態学的研究
- ・有用微生物の探索と産業利用に関する研究

2.3 電子電気・情報工学専攻

[概要]

本専攻は、工学部工学科の電気電子通信工学コースおよびシステム情報工学コースを基盤に設置されている。本専攻の教育・研究の目的は、電子電気・情報工学に関する基礎から高度な専門的知識と研究能力を修得するとともに、知能工学、宇宙工学も含む学際的な分野について幅広い研究開発を積極的に行うことのできる人材を育成することである。本専攻は機械・生物化学工学専攻と社会基盤工学専攻とも、相互の情報交換や研究討論、共同研究など有機的な連携を持っている。

電子電気・情報工学は、人間生活を豊かで便利かつ快適にする工学の一翼を担っており、様々な分野において発展してきた。近年、工業技術の高度化および複雑化に伴い電子電気・情報工学分野においては特に高付加価値新素材の開発が推進され、更に5GやIoTを支える高度な情報通信技術および情報制御技術が要求されている。さらに、エネルギー問題や環境問題工学的に解決するために新しい発想に基づいた電子電気・情報技術の開発の要請も極めて高くなっている。本専攻は、このような社会的要請に応える教育・研究を展開している。

[教育研究の目的]

教育研究の目的は、電子電気・情報工学および知能工学・宇宙工学も含む学際的な分野の基礎及び専門知識を有し、技術的な課題を積極的に推進する研究開発能力を養成し、社会に貢献することである。

[人材養成の目的]

電子電気・情報工学専攻における人材養成の目的は、電子電気・情報技術の高度な専門知識を修得し、将来の進展が予測される産業の高度化・システム化に対応できる統合化能力を持つ技術者を養成するとともに、地域産業の高度化と発展に資する人材を養成することである。

[部門構成]

本専攻は電子デバイス工学、通信メディア工学、エネルギーシステム工学、および情報システム工学の4部門により構成されている。

(a) 電子デバイス工学(半導体工学、機能性デバイス工学、光エレクトロニクス)

本部門は、固体内、界面および表面で生じる電子現象を扱い、固体デバイスの特性、設計法について総合的に修得させることを目的としている。

(b) 通信メディア工学(マイクロ波、量子エレクトロニクス、ネットワーク工学)

本部門は、電子が量子的に振舞う結果生じる現象と、通信、ネットワークを中心に扱い、それらの技術を総合的に修得させることを目的としている。

(c) エネルギーシステム工学(プラズマ工学、エネルギー変換、エネルギーシステム)

本部門は、放電現象・プラズマに関する理論と解析法、それらに基づく応用技術、およびエネルギーの発生、変換、システムについて、総合的に修得させることを目的としている。

(d) 情報システム工学(情報制御、情報システム工学、マルチメディア工学)

本部門は、情報制御をシステムとして捕らえるとともに、マルチメディア、知能情報工学について総合的に修得させることを目的としている。

以上の4部門は、新素材の高付加価値化、情報通信技術および制御技術の高度化、およびエネルギー・環境問題などに対応できるように、高度な技術を習得し得る研究と教育内容を備えている。また、電子電気・情報工学の発展には、高度な工学的基礎知識が不可欠であるため、博士前期課程においては、専門基盤科目を設け、上記の4部門に関連した応用数学、応用物理学、応用化学の最新知識を履修できるようにカリキュラムが組まれている。

[研究テーマ]

電子デバイス工学部門

- ・リモートセンシング用センサと衛星画像解析に関する研究
- ・次世代型ディスプレイ用有機EL(電界発光)素子の開発研究
- ・新規物性を応用した光電子デバイスに関する研究
- ・表面・界面と環境・エネルギー分野に資する機能性薄膜に関する研究
- ・地球環境に優しいバイオプラスチックの電子デバイスへの応用に関する研究

通信メディア工学部門

- ・非健常者に優しいヒューマン・インターフェイスの研究
- ・半導体微小冷陰極の高機能化およびその応用に関する研究
- ・分散メモリ型並列計算機の通信性能向上に関する研究
- ・力覚デバイスを用いたロボットアームによる遠隔手術システムの研究
- ・電磁波応用機器の研究

エネルギーシステム工学部門

- ・新しい環境発電によるエネルギー供給システムの研究
- ・高効率電力変換システムに関する研究
- ・風力発電のモデリングとシミュレーションに関する研究
- ・風力発電における賦存量推定と可視化に関する研究
- ・地域資源と人工知能手法を活用する新しい電力ネットワークシステムに関する研究

情報システム工学部門

- ・知能ロボット制御用並列VLSIプロセッサの構成法に関する研究
- ・不規則入力システムの制御に関する研究
- ・Web技術の応用に関する研究
- ・コンピュータグラフィックスによる映像表現技術の研究
- ・部分多様体論の情報幾何学への応用に関する研究
- ・デジタル信号処理におけるデジタルフィルタの高精度化・省電力化に関する研究

2. 4 社会基盤工学専攻

[概要]

本専攻は、工学部工学科の建築・土木工学コース、および地域産業総合研究所(構造工学)を基盤に設置される。社会基盤工学は人間の生活向上に不可欠な社会的基盤施設の建設整備に関する分野であり、市民工学とも呼ばれるべき立場で大きく発展を遂げてきた。人間の価値観は多様であり、多面的な視点をもって人間の考え方を理解し、土木技術の発展に寄与することが要請されている。近年の社会の発展に伴って公共構造物の大型化、機械化が進み、より専門的で高度な建設技術や情報化社会に対応した土木技術が要請されている。また、一方では、環境問題や各種災害等の問題を工学的に解決するために、斬新な発想に基づいた土木技術の開発の要請もきわめて高くなっている。本専攻ではこのような社会的要請に応える教育・研究を展開する。

[教育研究の目的]

社会基盤工学専攻は、多面的視点を持った技術者として人間生活向上に不可欠な社会的基盤施設の建設整備、災害予測・復旧および環境保全に貢献し得る基礎力と高度な専門的知識および基礎的研究開発能力を養成することを教育・研究の目的とする。

[人材養成の目的]

本専攻(社会基盤工学専攻)は、世界人類の価値観の多様性を理解し、多面的な視点を持って土木技術の発展に寄与する技術者・研究者を育成すること、社会の高度化に対応した高度な専門技術および情報化社会に対応した土木技術を持つ技術者・研究者を育成すること、ならびに、環境問題や各種災害等の問題を解決するための基礎力と高度な専門的知識とその応用展開能力を持つ技術者・研究者を育成することを人材育成の目的とする。

[部門構成]

本専攻は構造材料工学、地盤防災工学、水工・寒地工学および環境工学の4部門により構成されている。

(a) 構造材料工学(構造工学、建設材料、コンクリート工学)

本部門は、新素材や複合材料も含めた各種建設材料の特性と設計法およびこれらを使用した構造物の最新の解析・設計法について総合的に修得させるためのものである。

(b) 地盤防災工学(地盤工学、地盤材料、ジオシンセティックス、地盤災害と防災)

本部門は、地盤工学と基礎工学の基礎理論に基づいて地震や地盤の防災について総合的に修得させるためのものである。

(c) 水工・寒地工学(河川・海岸工学、水文学、寒地工学、雪氷工学)

本部門は、河川工学、海岸工学、水文学、寒地工学および雪氷工学に関する最新の知識を修得させ、さらには災害の予測・復旧や水辺空間の環境保全等の工学的応用について修得させるためのものである。

(d) 環境工学(地球環境問題、水環境工学、水処理工学、廃棄物処理処分、地域計画学)

本部門は、地球環境問題から水環境や廃棄物処理処分までの環境問題に関して、その現状や課題を工学的な視点で捉え、環境の制御と保全のための工学的な手法を総合的に修得させ、また、土木事業計画の効果予測と達成度評価を行う調査・分析手法について修得させるためのものである。

以上の4部門は、多様化・大型化・情報化の社会革新に対応し、かつわが国および世界の社会基盤整備と環境保全に貢献し得る高度な水準の土木技術を追求する教育・研究を可能とするものとなっている。さらに、社会基盤工学および環境工学の発展には高度な工学的基礎知識が不可欠であり、博士前期課程においては専門基盤科目を設け、4部門に関連した応用数学、応用物理学、応用化学の最新知識を必要に応じて履修する。

[研究テーマ]

構造材料工学

- ・コンクリート混和材料の有効利用およびコンクリート用新材料に関する研究
- ・コンクリートの高寿命化に関する研究
- ・コンクリートの凍害および耐久性判定・照査手法に関する研究
- ・土木・建築構造物の維持管理高度化に関する研究
- ・橋梁および防潮堤の津波安全対策に関する研究
- ・建築史・伝統建築技術・歴史まちづくりに関する研究

地盤防災工学

- ・地盤改良工法の合理的な適用方法に関する研究
- ・北東北の火山灰土の特性と安定処理・補強、地盤環境、および凍土に関する研究
- ・ジオシンセティックスの適用性に関する研究
- ・各種構造物の基礎の設計手法の体系化に関する研究
- ・北東北の地震災害、地震波動の特性および地盤と構造物の相互作用に関する研究
- ・豪雨による斜面災害の広域的な予測に関する研究

水工・寒地工学

- ・波浪の変形および予測に関する研究
- ・海浜流の発生・発達、および海浜変形・海岸過程に関する研究
- ・波浪制御構造物の研究
- ・結氷海域における津波と構造物の相互作用に関する研究
- ・海岸海洋構造物の劣化機構と対策に関する研究

環境工学

- ・用水・廃水の物理化学的処理ならびに生物学的処理に関する研究
- ・膜ろ過法の機構および膜ろ過浄水処理システムに関する研究
- ・水環境、地盤環境、廃棄物、建設工事における環境保全策に関する研究
- ・水処理技術の高度化および水インフラ再構築に関する研究
- ・環境・バリアフリーにおけるDXを利用した障がい者支援に関する研究
- ・建築・都市に関わる人間の行動や意識の関係およびその地域性に関する研究

3. 教育課程と履修方法

3. 1 教育課程の特徴

本大学院における教育目標は、教員との個別的な研究指導を通して「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、学術研究を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与する。」こととしている。この教育目標をもとに行われる大学院教育における教育課程の特色を要約すれば、次のようになる。

- (a) 自然科学および専門基礎力の充実
- (b) 工業技術として応用展開する能力の充実、境界領域を総合するシステム思考訓練の充実
- (c) 外国語論文講読による専門分野での語学力の充実
- (d) コンピューターによる科学技術計算能力の養成・強化

なお、次節に博士前期課程の教育課程を示すが、所属する部門の特別演習および特別研究は必修科目であり、他の授業科目は選択である。これらの授業科目の上記の特徴を生かした履修計画については、3. 3節に記述する。

また、博士後期課程については、3. 4節に記述する。

3.2 博士前期課程の教育課程

3.2.1 機械・生物化学工学専攻博士前期課程

部 門	授 業 科 目	単 位 数	週時間数				担 当 教 員
			1年		2年		
			前	後	前	後	
移動現象工学	移動現象工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）折 田 久 幸
	熱工学特論	2		2			教 授 工 学 博 士 大 黒 正 敏
	流体工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）工 藤 祐 嗣
	流体システム工学特論	2		2			教 授 工 学 博 士 大 黒 正 敏
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）工 藤 祐 嗣
							教 授 博 士（工学）折 田 久 幸
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 工 学 博 士 大 黒 正 敏
							教 授 博 士（工学）折 田 久 幸
計測システム工学	計測自動制御工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）太 田 勝
	メカノプティクス特論	2		2			教 授 博 士（工学）太 田 勝
	システム計測工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）杉 本 振 一 郎
	数値情報工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）杉 本 振 一 郎
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）太 田 勝
							教 授 博 士（工学）杉 本 振 一 郎
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）太 田 勝
							教 授 博 士（工学）杉 本 振 一 郎
材料加工工学	材料力学特論	2	2				教 授 博 士（工学）鈴 木 寛
	新素材工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）鈴 木 寛
	材料プロセス工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）佐 藤 学
	精密加工工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）佐 藤 学
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）鈴 木 寛
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）佐 藤 学
物質変換工学	物質変換工学特論	2		2			教 授 博 士（理学）田 中 義 幸
							教 授 博 士（水産学）藤 田 敏 明
							准 教 授 博 士（農学）本 田 洋 之
	変換プロセス工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）高 橋 晋
	機能性物質工学特論	2		2			教 授 博 士（農学）星 野 保
							教 授 博 士（理学）鮎 川 恵 理
	表面物性制御工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）小 林 正 樹
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）鶴 田 猛 彦
							教 授 博 士（農学）星 野 保
							教 授 博 士（工学）小 林 正 樹
							教 授 博 士（理学）田 中 義 幸
							教 授 博 士（水産学）藤 田 敏 明
							教 授 博 士（工学）高 橋 晋
							教 授 博 士（理学）鮎 川 恵 理
							准 教 授 博 士（農学）本 田 洋 之
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）鶴 田 猛 彦
							教 授 博 士（農学）星 野 保
							教 授 博 士（工学）小 林 正 樹
							教 授 博 士（理学）田 中 義 幸
							教 授 博 士（水産学）藤 田 敏 明
							教 授 博 士（工学）高 橋 晋
							教 授 博 士（理学）鮎 川 恵 理
							准 教 授 博 士（農学）本 田 洋 之
科 目 基 盤	応用数学特論(A)	2	2				教 授 博 士（理学）笹 原 徹
	応用物理学特論(A)	2		2			教 授 博 士（工学）川 本 清
	応用化学特論(A)	2	2				教 授 博 士（工学）鶴 田 猛 彦

3. 2. 2 電子電気・情報工学専攻博士前期課程

	授 業 科 目	単 位 数	週時間数				担 当 教 員			
			1 年		2 年					
			前	後	前	後				
電子デバイス工学	半導体工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	川 本	清	
							教 授 博 士（工学）	石 山	武	
	磁性体工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	佐々木	崇徳	
	誘電体工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	信 山	克義	
	光エレクトロニクス工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	石 山	武	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	川 本	清	
							教 授 博 士（工学）	石 山	武	
							教 授 博 士（工学）	信 山	克義	
							教 授 博 士（工学）	佐々木	崇徳	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	川 本	清	
							教 授 博 士（工学）	石 山	武	
							教 授 博 士（工学）	信 山	克義	
						教 授 博 士（工学）	佐々木	崇徳		
通信メディア工学	量子エレクトロニクス特論	2	2				教 授 博 士（工学）	嶋 脇	秀隆	
	マイクロ波工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	柴 田	幸 司	
	計測システム工学特論	2	2				准 教 授 博 士（工学）	神 原	利 彦	
	ネットワーク工学特論	2		2			准 教 授 博 士（理学）	山 口	広 行	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	嶋 脇	秀隆	
							教 授 博 士（情報科学）	藤 岡	与 周	
							教 授 博 士（工学）	柴 田	幸 司	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	嶋 脇	秀隆	
							教 授 博 士（情報科学）	藤 岡	与 周	
							教 授 博 士（工学）	柴 田	幸 司	
エネルギーシステム工学	気体電子工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	石 山	俊 彦	
	プラズマ工学特論	2		2			准 教 授 博 士（工学）	花 田	一 磨	
	エネルギー変換工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	石 山	俊 彦	
							准 教 授 博 士（工学）	花 田	一 磨	
	エネルギーシステム工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	小 玉	成 人	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	小 玉	成 人	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	小 玉	成 人	
情報システム工学	マルチメディア工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	伊 藤	智 也	
	知能情報学特論	2		2			教 授 博 士（理学）	小 久 保	温	
	制御システム工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	越 田	俊 介	
	情報システム工学特論	2	2				教 授 博 士（情報科学）	藤 岡	与 周	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	石 山	俊 彦	
							教 授 博 士（理学）	小 久 保	温	
							教 授 博 士（理学）	笹 原	徹	
							教 授 博 士（工学）	伊 藤	智 也	
							教 授 博 士（工学）	越 田	俊 介	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	石 山	俊 彦	
							教 授 博 士（理学）	小 久 保	温	
							教 授 博 士（理学）	笹 原	徹	
							教 授 博 士（工学）	伊 藤	智 也	
							教 授 博 士（工学）	越 田	俊 介	
科目 基盤	応用数学特論（B）	2	2				教 授 博 士（理学）	笹 原	徹	
	応用物理学特論（B）	2		2			教 授 博 士（工学）	川 本	清	
	応用化学特論（B）	2	2				教 授 博 士（工学）	鶴 田	猛 彦	

3. 2. 3 社会基盤工学専攻博士前期課程

部 門	授 業 科 目	単 位 数	週時間数				担 当 教 員			
			1 年		2 年					
			前	後	前	後				
構 造 材 料 工 学	建設材料学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	迫 井	裕 樹	
	維持管理工学特論	2	2				教 授 博 士（デザイン学）	黒 坂	貴 裕	
	コンクリート構造工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	阿 波	稔 介	
	鋼構造工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	高 瀬	慎 介	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	阿 波	稔 介	
							教 授 博 士（デザイン学）	黒 坂	貴 裕	
							教 授 博 士（工学）	高 瀬	慎 介	
							教 授 博 士（工学）	迫 井	裕 樹	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	阿 波	稔 介	
							教 授 博 士（デザイン学）	黒 坂	貴 裕	
						教 授 博 士（工学）	高 瀬	慎 介		
						教 授 博 士（工学）	迫 井	裕 樹		
地 盤 防 災 工 学	土質力学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	金 子	賢 治	
	土構造工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	金 子	賢 治	
	地盤防災工学特論	2		2			講 師 博 士（工学）	外 里	健 太	
	地震耐震工学特論	2	2				講 師 博 士（工学）	外 里	健 太	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	金 子	賢 治	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	金 子	賢 治	
水 工 ・ 寒 地 工 学	水工学特論Ⅰ	2	2				教 授 博 士（工学）	加 藤	雅 也	
	水工学特論Ⅱ	2		2			教 授 博 士（工学）	竹 内	貴 弘	
	寒地工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）	竹 内	貴 弘	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	竹 内	貴 弘	
							教 授 博 士（工学）	加 藤	雅 也	
	特別研究	8	3	3	9	9	教 授 博 士（工学）	竹 内	貴 弘	
環 境 工 学	都市・地域計画特論	2	2				教 授 博 士（工学）	加 藤	雅 也	
							教 授 博 士（工学）	加 藤	雅 也	
							講 師 博 士（工学）	宮 腰	直 幸	
	環境工学特論Ⅰ	2	2				教 授 博 士（工学）	西 尾	洸 毅	
	環境工学特論Ⅱ	2		2			教 授 博 士（工学）	安 部	信 行	
	環境衛生工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）	鈴 木	拓 也	
	特別演習	6	3	3	3	3	教 授 博 士（工学）	鈴 木	拓 也	
							教 授 博 士（工学）	鈴 木	拓 也	
科 目 基 盤	応用数学特論（C）	2	2				教 授 博 士（理学）	笹 原	徹	
	応用物理学特論（C）	2		2			教 授 博 士（工学）	川 本	清	
	応用化学特論（C）	2	2				教 授 博 士（工学）	鶴 田	猛 彦	

3. 2. 4 工学研究科全専攻博士前期課程 原子力工学専修コース

部 門	授 業 科 目	単 位 数	週時間数				担 当 教 員
			1 年		2 年		
			前	後	前	後	
科 目 関 連	原子力工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）佐 藤 学
	応用放射線工学特論	2		2			講師(非) 博 士（工学）遊 佐 訓 孝
							教 授 博 士（工学）佐 藤 学
	原子力研修	2			2		教 授 博 士（工学）佐 藤 学
注 1	移動現象工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）折 田 久 幸
	システム計測工学特論	2	2				教 授 博 士（工学）杉 本 振 一 郎
	材料プロセス工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）佐 藤 学
	プラズマ工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）石 山 俊 彦
	コンクリート構造工学特論	2		2			教 授 博 士（工学）阿 波 稔

注1:部門は各専攻の教育課程表(大学院学則別表第1)を参照。

3.3 博士前期課程の履修方法

■履修スケジュール

2年間の履修と研究は次のように進められる。

1 年		入学を許可された学生は、年度始めのガイダンスの後、指導教員の指導と承認を経て、履修する授業科目を選び、履修登録を行う。1年次は、専門科目が履修の中心になるが、同時に数学、物理、化学などの専門基盤科目の履修を行う。さらに、研究課題を自ら見つけ、その研究課題の解決へ立ち向かえる能力を育成する特別演習と特別研究を履修する。
	4 月	入学式とガイダンス・指導教員の決定
		履修計画・履修登録
	7 月	前期定期試験
	9 月	研究計画提出
2 年	2 月	後期定期試験
		2年次には、特別演習及び特別研究を引き続き履修し、特別研究を通して修士論文の作成に進む。修了のためには、所定の30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
	9 月	特別研究中間発表
		修士論文作成要領説明会
	11月	学位論文審査願の提出
	2 月	修士論文と修士論文要旨の提出・審査

■履修計画

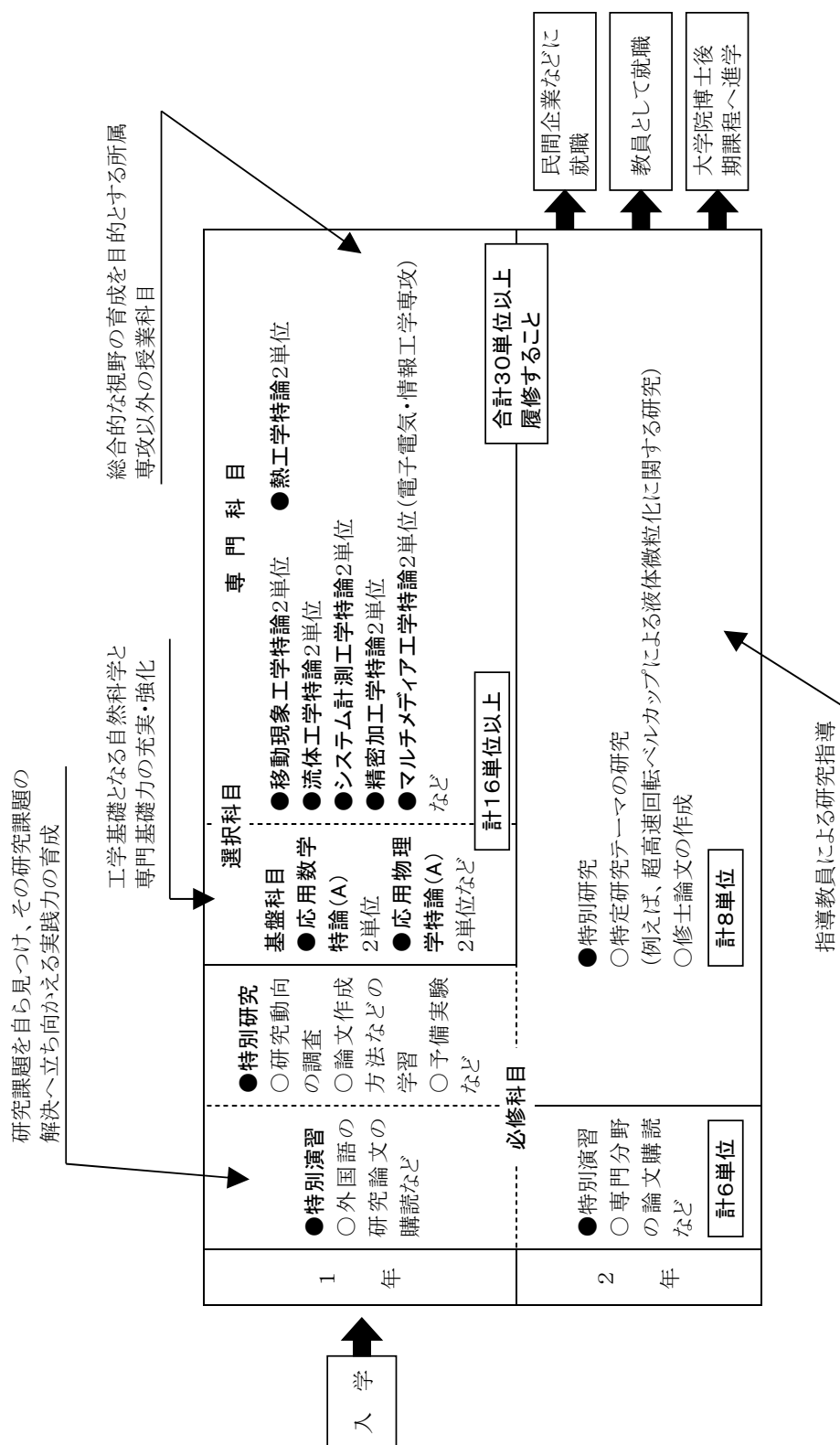
課程修了には30単位以上の履修が必要である。各専攻の履修モデル図をp40～p42に示す。履修計画立案の参考とされたい。

本大学院では、他専攻の授業科目を8単位を超えない範囲に、また他大学大学院の関連する専攻の授業科目を10単位の範囲で修学取得することを認めている。

ただし、本大学院に入学前に修得した単位があるときは、この単位を合わせて10単位以内とする。

さらに次のようなことを定めている。

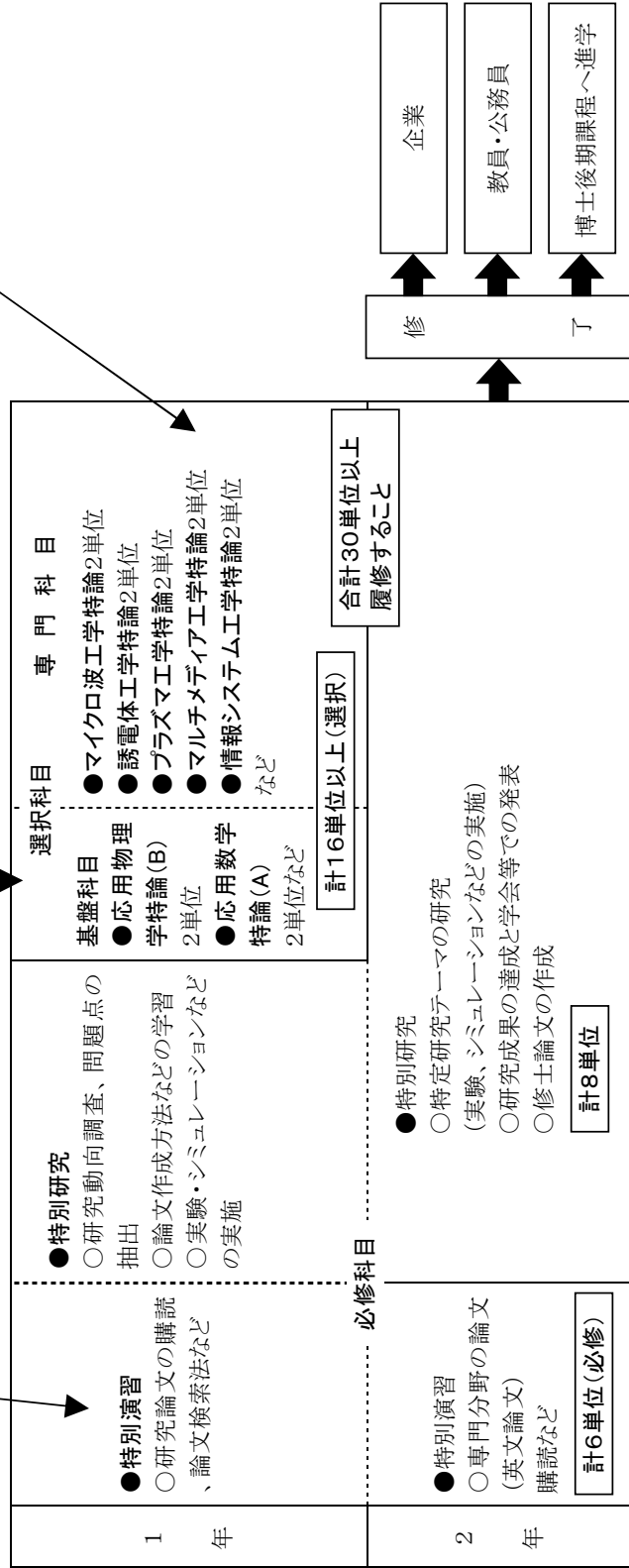
- ・在学期間に関して、優れた業績を挙げた者については、1年以上在学すれば足りるものとしている。
- ・工学研究科委員会が課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって論文の審査に代えることができることとしている。これについては、次のような場合に適用する。
 - ① 特定の研究課題について、権威ある学協会等において内容の審査を受けた学術論文が複数ある場合
 - ② 特定の研究課題について、官庁、公設研究機関等から委託された公的調査研究報告書が複数ある場合
 - ③ 社会基盤工学専攻に在籍する学生が、修士学位設計内規に従って制作した修士学位設計を提出した場合
- ・工学研究科委員会が課程の目的に応じ適当と認めるときは、「博士論文研究基礎力審査」をもって、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に代えることができることとしている。



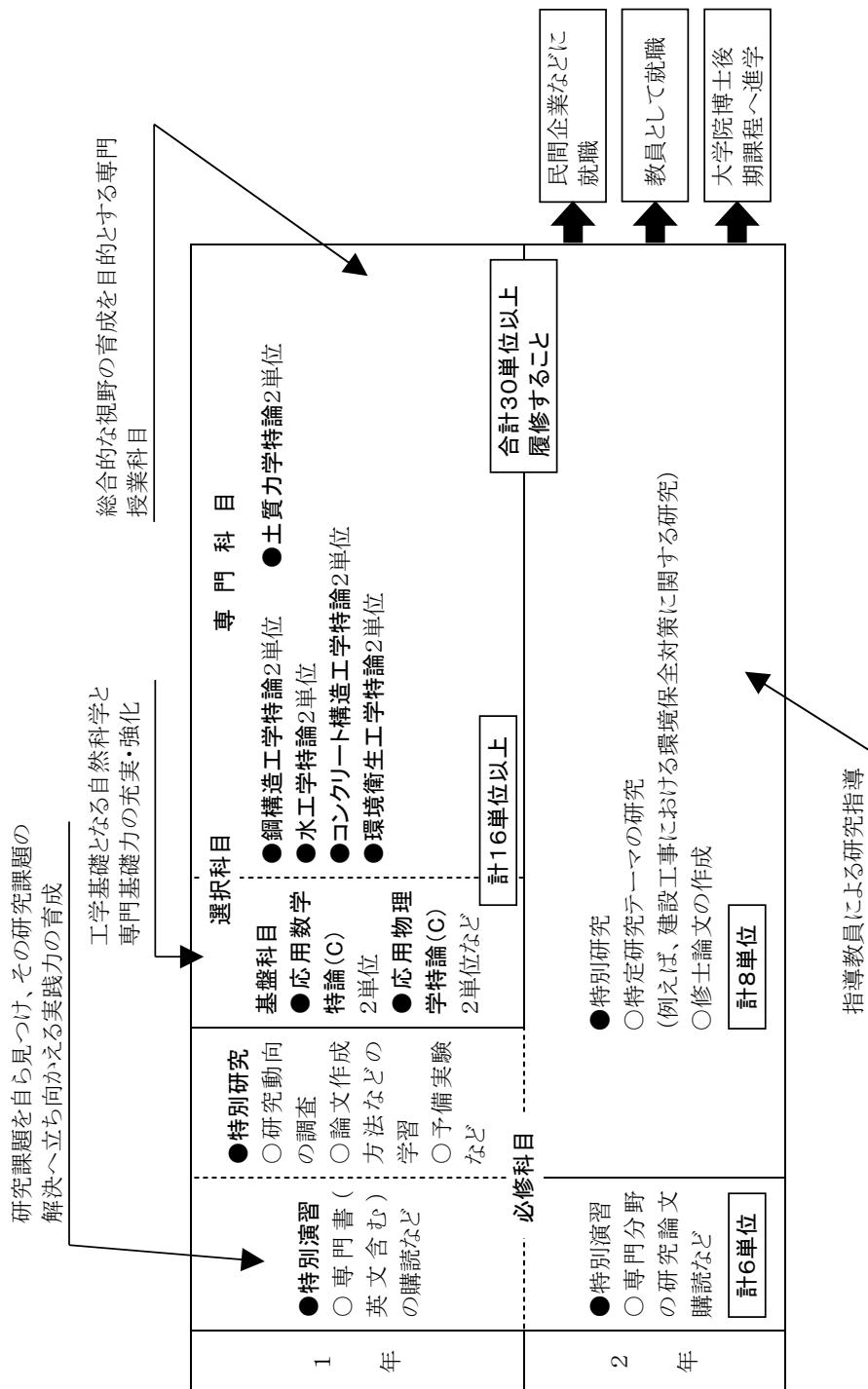
機械・生物化学工学専攻を例とする博士前期課程の履修モデル

研究課題を自ら発見し、その課題の解決に向けて継続的に実践し、成果を達成する能力を育成する。

工学基礎力の充実と強化
総合的な視野の育成を目的とする専門
授業科目



電子電気・情報工学専攻を例とする博士前期課程の履修モデル



社会基盤工学専攻を例とする博士前期課程の履修モデル

3. 4 博士後期課程の教育課程

3. 4. 1 機械・生物化学工学専攻博士後期課程

研 究 部 門	研 究 分 野	担 当 教 員
移 動 現 象 工 学	移 動 現 象 工 学 特 別 研 究	教 授 工 学 博 士 大 黒 正 敏
		教 授 博 士 (工 学) 折 田 久 幸
計 測 シ ス テ ム 工 学	計 測 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 杉 本 振 一 郎
材 料 加 工 工 学	材 料 加 工 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 鈴 木 寛
		教 授 博 士 (工 学) 佐 藤 学
物 質 変 換 工 学	物 質 変 換 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 鶴 田 猛 彦
		教 授 博 士 (農 学) 星 野 保
		教 授 博 士 (工 学) 小 林 正 樹
		教 授 博 士 (理 学) 田 中 義 幸
		教 授 博 士 (水 産 学) 藤 田 敏 明

3. 4. 2 電子電気・情報工学専攻博士後期課程

研 究 部 門	研 究 分 野	担 当 教 員
電 子 デ バ イ ス 工 学	電 子 デ バ イ ス 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 石 山 武
		教 授 博 士 (工 学) 信 山 克 義
		教 授 博 士 (工 学) 佐 々 木 崇 徳
通 信 メ デ ィ ア 工 学	通 信 メ デ ィ ア 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 嶋 脇 秀 隆
		教 授 博 士 (工 学) 柴 田 幸 司
エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 工 学	エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 小 玉 成 人
情 報 シ ス テ ム 工 学	情 報 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究	教 授 博 士 (工 学) 石 山 俊 彦
		教 授 博 士 (工 学) 伊 藤 智 也
		教 授 博 士 (工 学) 越 田 俊 介

3. 4. 3 社会基盤工学専攻博士後期課程

研 究 部 門	研 究 分 野	担 当 教 員
構 造 材 料 工 学	構造材料工学特別研究	教 授 博 士（工 学）阿 波 稔 教 授 博 士（工 学）高 瀬 慎 介 教 授 博 士（工 学）迫 井 裕 樹 教 授 博 士（デザイン学）黒 坂 貴 裕
地 盤 防 災 工 学	地盤防災工学特別研究	教 授 博 士（工 学）金 子 賢 治
水 工 ・ 寒 地 工 学	水工・寒地工学特別研究	教 授 博 士（工 学）竹 内 貴 弘 教 授 博 士（工 学）加 藤 雅 也
環 境 工 学	環境工学特別研究	

3. 5 博士後期課程の履修方法

■スケジュール

1 年	入学を許可された学生は、年度始めのガイダンスの後、指導教員の指導と承認を経て研究計画を決定し、研究科に提出する。ついで特別研究を開始する。
2 年	特別研究を継続する。
3 年	特別研究を継続し、博士論文の作成に進む。修了のためには、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

■研究計画

博士後期課程においては、所属する研究部門における研究分野に関する研究を3年間行うことを基本とするので、研究計画の策定にあたっては指導教員の指導を受けて慎重に決定すること。

なお、在学期間等に関しては、次のようなことを定めている。

- ・在学期間に関して、優れた業績を挙げた者については、1年(2年未満の在学期間をもって博士前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるとしている。

4. 学生生活

4. 1 健康管理

■定期健康診断

毎年4月に学校保健安全法に定められている健康診断を実施しています。

また、次年度修了見込み学生を対象に就職活動のための健康診断を行っています。健康診断書が必要な学生は必ず受診してください。

健康診断の日程については、ガイダンスやActive Academy Advance (AAA)で周知しますので必ず受診してください。

■保健室

けがや体調不良の場合の応急処置や健康相談に応じることができます。校医を含め、病院等も紹介します。病気にかからないよう各自予防に努めることが大切ですが、気兼ねなく教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)を訪ねてください。

■健康保険証・遠隔地被保険者証

病院で診察を受ける際に、保険証の提示が必要ですので常に携帯してください。

4. 2 学生保険

■学生教育研究災害傷害保険

この保険は、講義や学校行事中あるいは課外活動中に不慮の事故により災害を被った時の救済制度であり、本学では大学負担で全員加入しています。その概要は、入学時に渡された「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」に記載されておりますのでよく読んでください。

■学研災付帯賠償責任保険

この保険は、講義中・学校行事中・課外活動中において相手にけがをさせた、他人の物を壊したなどの賠償するための保険で任意加入となります。加入希望者は教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)で手続きをしてください。特に、他の機関で研究活動を行う場合には加入することが望ましいです。

■青森県交通災害共済保険

交通事故による災害を受けた時に救済を図るための制度で、本学では通学中の配慮として大学負担で全員加入しています。24時間日本国内において自転車を含む車両が絡む事故に適用されます。

■災害にあった場合には速やかに教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)まで申し出てください。

4. 3 学生支援センター

本学では、様々な理由で学習や研究、人間関係などにおいて困難を感じている学生に対してサポートを行う学生支援センターを開設しています。また、学生相談室も設けており、カウンセラーをはじめスタッフがあらゆる問題について相談に応じています。利用を希望する場合は教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)へ予約を入れてください。困りごとがあったら相談してください。加えて、指導教員、教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)でも相談に応じています。学生生活を不安なく、有意義に過ごしてください。

4. 4 通学

本学周辺には下宿、アパートが多くあり、徒歩での通学が可能です。車両通学をする学生は、八戸工業大学車両通学に関する規程(5. 諸規程5. 1. 8参照)を守り安全運転を心がけ、事故のないように通学してください。

■通学定期乗車券と通学証明書

◆JRについては乗車駅で通学証明書を提出し購入します。通学証明書は教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)に申し込み、交付を受けてください。

◆バスについては各営業所の窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、学生証を提示することで購入できます。

■車両通学について

車両(原付、自動二輪車、四輪車)通学を希望する学生は許可を得る必要があります。

◆四輪車での通学を希望する学生は、必要書類を整えて教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)へ願い出てステッカーの交付を受けてください。ステッカーを所定の場所に貼付していないと駐車できません。

◆原付、自動二輪車も同様に許可を受け、二輪車専用駐輪場に駐車してください。なお、二輪車専用駐輪場、四輪車指定駐車場以外に駐車すると、緊急車両等の通行の妨げや交通事故発生の要因となったり、あるいは周囲の住民に迷惑をかけることになるので注意してください。

4.5 学生旅客運賃割引証(学割)

JRを利用して旅行する場合は、学割を利用できます。学割を必要とする際は、証明書自動発行機を利用してください。

学割は、旅客鉄道株式会社(JR各社)の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に利用できる制度です。

発行にあたっては、帰省、正課及び正課外の教育活動、就職のための受験等の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り発行することができます。

有効期限は発行日から3か月です。学割の使用にあたっては、学割裏面の使用上の注意をよく読んで、規則を厳守し、使用してください。

フェリーを利用する場合は、乗船券を購入する際に学生証を提示してください。

4.6 奨学制度

本学の学生が受けられる奨学金制度には次のようなものがあります。

■八戸工業大学大学院特待生

学業優秀な学生の就学を促進し、有為な人材の育成に資することを目的とし、授業料を減免する特待生制度が用意されています。

※詳しくは、教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)まで問合わせてください。

■日本学生支援機構奨学金

(1)奨学金貸与の趣旨

勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として貸与するものです。

(2)申込資格

学校教育法による大学院に在学する者(入学内定者を含む)で人物・学力ともに特に優れ、大学院において勉学を継続するために、日本学生支援機構の奨学金の貸与が必要不可欠であると認められる者に限ります。

※詳しくは、教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)まで問合わせてください。

4.7 ティーチング・アシスタント(TA)制度

大学院に在籍する学生に、教育指導に関する実務の機会を与えるとともに、学部学生に対する教育効果を高めるため、TA制度を実施しています。TAは、学部の授業科目のうち、実験、実習、演習等について、当該授業担当教員の指示に従い、授業に関する補助的業務を行います。

4. 8 リサーチ・アシスタント(RA)制度

大学院博士後期課程に在籍する学生に、研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、RA制度を実施しています。RAは本学で行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため研究補助者として、当該研究活動に必要な補助的業務を行います。

4. 9 アルバイト

教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)では勉学に影響のない程度のものについては掲示で紹介しています。

4. 10 下宿紹介

教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)では下宿紹介を行っています。登録下宿は、概ね次のとおりです。なお、アパート紹介はしていません。

部屋の広さ 下宿料(2食付)
6畳以上 46,000円～

4. 11 学友会

学生は入学と同時に本学の学友会の会員となります。学友会とは、学生相互の親睦を深め、自主的サークル活動を行うなど人間性を高め、有意義な学生生活を送るうえでの母体となっているものです。

諸規程については学部学生に準じます。

4. 12 課外活動

大学教育の中で正課授業とともに重要な教育的な意義をもつのが課外活動です。この活動を通じて、協調性、忍耐力などを養成し、また、多くの友人をつくり、より楽しい学生生活を過ごせるものと思います。

学生が中心になって自主的に行われる課外活動には、体育会所属の体育スポーツ系、文化会所属の文化芸術系あわせて約60団体あり、学内外において活発に活動しています。

■サークルへの入部、入会

本学の課外活動への入部、入会に関しては、学部学生と同様です。

■サークルの結成、継続、廃部など

新しいサークルの結成を希望する学生は、団体結成願の用紙に必要事項を記入の上、教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)へ申し出てください。また、各サークルは毎年度始めに団体継続届を提出しないと廃部、廃会となるので注意してください。解散する場合は団体解散届を教育・学生支援部(教務・学生支援チーム)へ提出しなければなりません。

4. 13 就職

就職活動は、各専攻の指導教員と教育・学生支援部(キャリア支援チーム)が中心となって求人への紹介、斡旋を行っています。

就職上の資料は教育・学生支援部(キャリア支援チーム)に用意してあるので参考にしてください。具体的な就職活動については、指導教員とよく相談してください。

国家公務員や地方公務員をめざす学生は、公務員試験を受験し合格しなければなりません。就職ガイダンス、模擬試験などが随時開催されているので掲示をみて積極的に活用してください。なお、企業求人の情報については、本学就職情報検索システムを積極的に利用し、活動に役立ててください。

4. 14 資格

大学院修了後に修得できる資格については、基本的には学部学生と同じです。資格については、各自で申請することを原則としています。不明な点があるときは指導教員に相談してください。

■教育職員免許状

大学において、すでに中学校教諭一種免許状（技術）または高等学校教諭一種免許状（工業）を授与されている者で各専攻の博士前期課程を修了し、規定の単位を修取した者は、次の教員免許状を取得することができます。

機 械 ・ 生 物 化 学 工 学 専 攻	中学校教諭専修免許状（技術） 高等学校教諭専修免許状（工業）
電 子 電 気 ・ 情 報 工 学 専 攻	中学校教諭専修免許状（技術） 高等学校教諭専修免許状（工業）
社 会 基 盤 工 学 専 攻	中学校教諭専修免許状（技術） 高等学校教諭専修免許状（工業）

■電子電気・情報工学専攻

電気主任技術者

本学電気電子工学科または電気主任技術者免状に係わる認定大学を卒業した者は、本学大学院電子電気・情報工学専攻において、表1にかかげる学科目を修得して不足単位を補充できます。

表1 区分別学科目一覧表

区 分		学 科 目	単 位	区 分		学 科 目	単 位
1. 電気電子理論	◎科目	磁性体工学特論	2	3. 電気利用等	◎科目	マルチメディア工学特論	2
	○科目	光エレクトロニクス工学特論	2		○科目	知能情報学特論	2
		半導体工学特論	2			制御システム工学特論	2
		量子エレクトロニクス特論	2			計測システム工学特論	2
		プラズマ工学特論	2			情報システム工学特論	2
		気体電子工学特論	2			ネットワーク工学特論	2
2. 電力発生輸送	◎科目	誘電体工学特論	2			マイクロ波工学特論	2
	○科目	エネルギー変換工学特論	2				
		エネルギーシステム工学特論	2				

備考 卒業大学の電気主任技術者免状に係わる区分別学科目一覧表と上記の表1を参考にして、単位を取得すること。

5. 諸規程

5. 1	八戸工業大学大学院学則	50
5. 2	八戸工業大学学位規程	62
5. 3	八戸工業大学大学院学位論文審査基準	66
5. 4	八戸工業大学学費納入規程	67
5. 5	八戸工業大学大学院入学者選抜規程	69
5. 6	八戸工業大学大学院特別選抜規程	70
5. 7	八戸工業大学大学院研究生規程	71
5. 8	八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程	72
5. 9	八戸工業大学大学院学生心得	73
5. 10	八戸工業大学大学院履修規程	75
5. 11	八戸工業大学GPA取り扱い要項	78
5. 12	八戸工業大学図書館利用規程	80
5. 13	八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程	83
5. 14	八戸工業大学大学院学生の諸活動に関する規程	84
5. 15	八戸工業大学大学院学友会館使用規程	87
5. 16	八戸工業大学大学院施設・設備・備品等管理規程	89
5. 17	八戸工業大学大学院学生残留・出校者心得	90
5. 18	八戸工業大学車両通学に関する規程	91
5. 19	学校法人八戸工業大学証明書発行取扱要領	93

5. 1 八戸工業大学大学院学則

制定 平成 7年 4月 1日

改正 令和 6年 6月 1日

第1章 総則

- 第 1 条** 八戸工業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の教育理念「良き技術は、良き人格から生まれる」に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、学術研究を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、教育研究等の目標を次のように定める。
- 一 学生の教育を最優先し、学生の満足度を高め、総合的な成長を確実に達成する大学院となること
 - 二 教育と研究の成果をもって、北東北を主とした地域社会の発展に寄与し、地域とともにある地域のための大学院となること
- 第 2 条** 本大学院は、その研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

第2章 研究科および課程

- 第 3 条** 本大学院に工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。
- 第 4 条** 研究科に博士課程を置く。
- 2 博士課程を前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。
- 3 前項の博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 第 5 条** 研究科に次の専攻を置く。
- 博士課程
- 機械・生物化学工学専攻
 - 電子電気・情報工学専攻
 - 社会基盤工学専攻
- 2 研究科の収容定員は、次の通りとする。

専 攻	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
機械・生物化学工学専攻	5人	10人	2人	6人
電子電気・情報工学専攻	5人	10人	2人	6人
社会基盤工学専攻	5人	10人	2人	6人
計	15人	30人	6人	18人

- 第 6 条** 研究科における教育研究上の目的は、次の通りとする。
- 一 博士前期課程
- 広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要能力およびその基礎となる学識を養うこと

二 博士後期課程

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行いまたはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うこと

2 各専攻における教育研究上の目的は、次の通りとする。

一 機械・生物化学工学専攻

機械システムや生物化学工学に関する専門的な知識と、複合化した利用技術への応用展開に対応できる広い視野をもった創造性豊かで問題解決能力に優れた高度な技術者または研究者を養成するとともに、移動現象、計測システム、材料加工学および物質変換工学に関する高度な研究の実施と成果の公表を通じて社会の発展に貢献すること

二 電子電気・情報工学専攻

電子電気・情報技術に関する高度な専門知識を修得し、将来の進展が予測される産業の高度化・システム化に対応できる統合化能力をもつ技術者ならびに地域産業の高度化と発展に資する人材を養成するとともに、電子電気・情報工学および知能工学・宇宙工学も含む学際的な分野の課題の解決に関する教育研究を通して、社会に貢献すること

三 社会基盤工学専攻

社会の高度化に対応した高度な専門技術および情報化社会に対応した土木技術を持つ技術者・研究者ならびに環境問題や各種災害等の問題を解決するための基礎力と高度な専門的な知識とその応用展開能力をもつ技術者・研究者を養成するとともに、人間生活向上に不可欠な社会的基盤施設の建設整備、災害予測・復旧および環境保全に関する教育研究を通じて、社会に貢献すること

第7条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 博士前期課程には4年を超え、博士後期課程には6年を超えて在学することができない。

第3章 開学記念日・学年、学期および休業日

第8条 開学記念日は、1月29日とする。

2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

第10条 休業日は、次の通りとする。

一 土曜日および日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 春季休業

四 夏季休業

五 冬季休業

2 前項の第3号から第5号の休業日については、毎年度定める。

3 必要がある場合、第1項の休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、第1項の休業日に授業等を行うことがある。

第4章 教育課程および履修方法

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

第12条 博士前期課程の各専攻の授業科目および単位数ならびに博士後期課程の各専攻の研究部門および研究分野は、別表第1の通りとする。

-
- 第13条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 博士前期課程における各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一 講義および演習については、毎週1時間15週または毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習および実技については、実験室または実習場等で行われるものであることを考慮し、毎週2時間15週または毎週3時間15週の実験、実習または実技をもって1単位とする。
- 4 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準をもって1単位とする。
- 第14条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 第15条** 学生は、学年または学期の初めに、履修しようとする授業科目を所定の手続きにより届け出なければならない。
- 2 各授業科目の履修方法ならびに研究指導の内容等に関する事項は、本大学院が別に定める。
- 第16条** 授業科目の単位修得の認定は、試験による。ただし、平常の成績を加味することがある。
- 2 実験、実習、演習および実技は、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 第17条** 試験は原則として、学期末に行う。
- 2 各授業科目の成績評価は、S、A、B、CおよびDによるものとし、S、A、B、Cは合格、Dは不合格とする。
- 3 病気その他やむを得ない事故で定期の試験に欠席した者に対しては、追試験を行うことがある。
- 4 その他試験の施行に関しては、別に定める。
- 第18条** 本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院が定めるところにより他の専攻の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により他の専攻において修得した単位については、8単位を超えない範囲で所属する専攻における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 第19条** 本大学院が他の大学院とあらかじめ協議のうえ教育上有益と認めるときは、本大学院が定めるところによりその大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により修得した単位については、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第20条** 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修し修得した単位(大学院科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第43条に規定する場合を除き15単位を超えないものとする。
- 3 前項および第19条第2項で修得したものとみなす単位数の合計は20単位を超えないものとする。
- 4 第1項により、本大学院に入学する前に修得した単位(入学資格を有した後、修得したのものに限る)を本大学院において履修したものとみなす場合で、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院に在学したものとみなすことができる。

第21条 本大学院が他の大学院または研究所等とあらかじめ協議のうえ教育上有益と認めるときは、本大学院が定めるところによりその大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

第22条 第19条各項および第21条の規定は、外国の大学院または研究所等に留学する場合に準用する。

第5章 教育職員免許状

第23条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の所要条件を満たした者に対しては、次に掲げる教育職員免許状取得の資格を与える。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科の種類
工 学 研 究 科	機械・生物化学工学専攻	中学校教諭専修免許状	技 術
	電子電気・情報工学専攻		
	社会基盤工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工 業

第6章 教職員組織

第24条 本大学院に、教育研究上必要な教員を置く。

2 本大学院における授業は、資格を有する本大学の教授、准教授および専任講師が担当する。ただし、特別の事情があるときは、兼任講師に担当させることができる。

3 本大学院における研究指導は、資格を有する本大学の教授が担当する。ただし、資格を有する准教授が担当することがある。

第25条 本大学院に、大学院の事務を処理するため事務職員を置く。

2 事務職員の組織および事務分掌等についての必要な事項は、学校法人八戸工業大学組織等に関する規程に定める。

第7章 運営組織

第26条 本大学院工学研究科に研究科委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成および運営に関する事項は、別に定める。

第27条 委員会は、学長、副学長および研究指導を担当する教授、准教授をもって組織する。

第28条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育課程の編成等教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第29条 学長は、委員会を招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、または学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した者が、その職務を代理し、またはその職務を行う。

- 第30条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 在内外研究員、休職者および1カ月以上の長期欠勤者は定足数から除く。
 - 3 委員会の議事録は、議長がこれを管理する。
- 第31条 議長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、報告または意見を求めることができる。

第8章 課程の修了要件および学位の授与

- 第32条 博士前期課程の修了要件は、本大学院研究科の博士前期課程に2年以上在学し、専攻科目について主要科目（特別演習および特別研究）14単位を含み30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、学位論文または特定の課題についての研究成果を提出して、その審査および最終試験に合格したことをもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者と認めたときは、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、委員会が課程の目的に応じ適当と認めるときは、次の二つの事項からなる「博士論文研究基礎力審査」をもって、学位論文または特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に代えることができる。
 - 一 専攻分野に関する高度の専門的知識および能力ならびに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養についての試験
 - 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力についての審査
- 第33条 博士後期課程の修了要件は、本大学院研究科の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査および最終試験に合格したことをもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者と認めたときは、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程または博士前期課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 第34条 博士前期課程を修了した者には、修士(工学)ならびに博士後期課程を修了した者には、博士(工学)の学位を授与する。
- 2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与することができる。
 - 3 学位の授与についての必要な事項は、八戸工業大学学位規程に定める。

第9章 入学、再入学、転入学および保証人

- 第35条 入学および転入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。
- 2 再入学の時期は、学期の初めとする。
 - 3 博士後期課程への入学にあたっては、第1項の規定によらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。
- 第36条 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

-
- 八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 十 その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 五 その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 第37条** 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。
- 第38条** 本大学院に入学を志願する者に対しては、所定の選考を行い、これに合格した者に入学を許可する。
- 第39条** 本大学院に入学を志願する社会人および外国人に対しては、第38条の規定によらず、特別に選抜することがある。
- 2 社会人および外国人の入学者特別選抜についての必要な事項は、八戸工業大学大学院特別選抜規程に定める。
- 第40条** 正当な理由で本大学院を退学した者が再入学を志願するときは、所定の選考の上、入学を許可することがある。
- 第41条** 他の大学院の学生が、その課程の中途において本大学院に転入学を志願するときは、所定の選考の上、入学を許可することがある。
- 第42条** 入学、再入学または転入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金、授業料等を添えて所定の手続きを完了しなければならない。
- 2 前項の手続きを行わないときは、入学、再入学または転入学の許可はその効力を失う。
- 第43条** 再入学または転入学を許可された者の本大学院および他の大学院において既に修得した授業科目と単位数および修業年数は、審査の上、その一部または全部を認めることがある。
- 第44条** 入学者は、入学手続きに際し、その保証人を定めなければならない。
- 2 保証人は、父母または独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たしうる者でなければならない。
- 3 保証人は、保証する学生の在学中に係る一切の事項について連帯の責任を負わなければならない。
- 4 本大学院が保証人として不適当と認めるときは、その変更を求めることができる。
- 5 保証人の変更、転居、改印、改氏名等は、そのつど届け出なければならない。

第10章 退学、転学、休学、復学および除籍

- 第45条** 退学または他の大学院に転学を希望する者は、その事由を付して保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第46条** 病気その他の事由により、引き続き3月以上修学することができない場合は、その事由を証明する書類を添えて保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。
- 2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、願い出により期間の延長を許可することがある。
- 3 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 休学の期間は、修業期間に算入しない。

-
- 第47条** 休学の期間が満了する以前にその事由が止み復学しようとする場合は、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。
- 2 休学の期間が満了したときは、学長に復学を届け出て復学することができる。
- 3 復学の時期は、原則として学期の初めとする。
- 第48条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。
- 一 死亡の届け出のあった者
- 二 病気その他やむを得ない事情により修学の見込みのない者
- 三 第7条第2項に規定する在学期間を超える者
- 四 第46条第3項に規定する休学期間に達しても修学できない者
- 五 授業料の滞納期間が2月を超える者

第11章 学費および入学検定料

- 第49条** 本大学院に納付すべき学費および入学検定料は、別表第2の通りとする。
- 2 休学期間中の授業料は、原則としてこれを免除する。
- 3 納入方法その他の取扱については、八戸工業大学学費納入規程を準用する。

第12章 賞罰

- 第50条** 学生にあって、顕著な善行のあった者は、表彰することがある。
- 第51条** 本大学院の規則および命令に違反し、または学生の本文に反する行為のあった者は、懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。
- 3 懲戒処分基準およびその手続きについては、別に定める。

第13章 科目等履修生、聴講生、研究生及び研究員

- 第52条** 本大学院の授業科目のうち、一又は複数の科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 本大学院の授業を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。
- 3 科目等履修生及び聴講生についての必要な事項は、八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程に定める。
- 第53条** 本大学院において特殊事項について研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導および研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生についての必要な事項は、八戸工業大学大学院研究生規程に定める。
- 第54条** 他の大学院または機関等から本大学院での研究活動の願い出があったときは、あらかじめ当該大学院または機関等と協議の上、研究員として受入れを許可することがある。
- 2 研究員についての必要な事項は、八戸工業大学受託研究員規程ならびに八戸工業大学客員研究員規程を準用する。

第14章 研究指導施設等

第55条 本大学院に、学生研究室を設ける。

第56条 大学院学生 of 附属施設および厚生施設の利用については、別に定めるところによる。

第15章 学則の準用

第57条 この学則において特に定めのない事項については、八戸工業大学学則を準用する。

第16章 学則の改廃

第58条 この学則の改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

附則の一部を省略している。

附 則(令和 6年 5月 31日 八工大総第66号)
この学則は、令和 6年 6月 1日から施行する。

別表第1(その1)

機械・生物化学工学専攻 博士前期課程 教育課程表

部門	授 業 科 目	単位数	摘 要
移動現象工学	移動現象工学特論	2	専攻する部門の特別演習、特別研究の14単位を含む30単位以上修得する。
	熱工学特論	2	
	流体工学特論	2	
	流体システム工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
計測システム工学	計測自動制御工学特論	2	
	メカノプティクス特論	2	
	システム計測工学特論	2	
	数値情報工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
材料加工学	材料力学特論	2	
	新素材工学特論	2	
	材料プロセス工学特論	2	
	精密加工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
物質変換工学	物質変換工学特論	2	
	変換プロセス工学特論	2	
	機能性物質工学特論	2	
	表面物性制御工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
基盤科目	応用数学特論(A)	2	
	応用物理学特論(A)	2	
	応用科学特論(A)	2	

機械・生物化学工学専攻 博士後期課程 研究部門及び研究分野

研 究 部 門	研 究 分 野
移動現象工学	移動現象工学特別研究
計測システム工学	計測システム工学特別研究
材料加工学	材料加工学特別研究
物質変換工学	物質変換工学特別研究

別表第1(その2)

電子電気・情報工学専攻 博士前期課程 教育課程表

部門	授 業 科 目	単位数	摘 要
電子デバイス工学	半導体工学特論	2	専攻する部門の特別演習、特別研究の14単位を含む30単位以上修得する。
	磁性体工学特論	2	
	誘電体工学特論	2	
	光エレクトロニクス工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
通信メディア工学	量子エレクトロニクス特論	2	
	マイクロ波工学特論	2	
	計測システム工学特論	2	
	ネットワーク工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
エネルギーシステム工学	気体電子工学特論	2	
	プラズマ工学特論	2	
	エネルギー変換工学特論	2	
	エネルギーシステム工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
情報システム工学	マルチメディア工学特論	2	
	知能情報学特論	2	
	制御システム工学特論	2	
	情報システム工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
基盤科目	応用数学特論(B)	2	
	応用物理学特論(B)	2	
	応用科学特論(B)	2	

電子電気・情報工学専攻 博士後期課程 研究部門及び研究分野

研 究 部 門	研 究 分 野
電子デバイス工学	電子デバイス工学特別研究
通信メディア工学	通信メディア工学特別研究
エネルギーシステム工学	エネルギーシステム工学特別研究
情報システム工学	情報システム工学特別研究

別表第1(その3)

社会基盤工学専攻 博士前期課程 教育課程表

部門	授 業 科 目	単位数	摘 要
構造材料工学	建設材料学特論	2	専攻する部門の特別演習、特別研究の14単位を含む30単位以上修得する。
	維持管理工学特論	2	
	コンクリート構造工学特論	2	
	鋼構造工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
地盤防災工学	土質力学特論	2	
	土構造工学特論	2	
	地盤防災工学特論	2	
	地震耐震工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
水工・寒地工学	水工学特論Ⅰ	2	
	水工学特論Ⅱ	2	
	寒地工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
環境工学	都市・地域計画特論	2	
	環境工学特論Ⅰ	2	
	環境工学特論Ⅱ	2	
	環境衛生工学特論	2	
	特別演習	6	
	特別研究	8	
基盤科目	応用数学特論(C)	2	
	応用物理学特論(C)	2	
	応用科学特論(C)	2	

社会基盤工学専攻 博士後期課程 研究部門及び研究分野

研 究 部 門	研 究 分 野
構造材料工学	構造材料工学特別研究
地盤棒材工学	地盤防災工学特別研究
水工・寒地工学	水工・寒地工学特別研究
環境工学	環境工学特別研究

別表第2

学費及び入学検定料

学費種類	学生	科目等履修生	聴講生	研究生
入学金(入学時)	250,000円	25,000円	25,000円	66,000円
授業料	992,000円 (年 額)	22,000円 (1単位につき)	18,000円 (1単位につき) (一部を受講する場合は按分)	288,000円 (年 額)
	1. 入学検定料は、次の通りとする。 学 生 30,000円 科目等履修生 20,000円 聴講生 20,000円 研究生 20,000円 2. 八戸工業大学を卒業した者が入学する場合は、学生入学金を免除する。			

5.2 八戸工業大学学位規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会
改正 平成25年 9月19日 工学研究科
平成25年 9月19日 教授会

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定により、八戸工業大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、八戸工業大学学則および八戸工業大学大学院学則に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士(工学)、学士(感性デザイン)、修士(工学)および博士(工学)とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院学則第34条第2項の定めるところにより、博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与する。

(研究成果等の審査)

第6条 第4条の規定により学位の申請をする者については、工学研究科委員会(以下「委員会」という)が課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査または博士論文研究基礎力審査をもって論文の審査に代えることができる。

(論文の提出)

- 第7条 修士および博士の学位の授与を受けようとする者は、定められた期日までに修士論文又は博士論文、論文の要旨を指導教員を通じて、学長に提出するものとする。
- 2 第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文の要旨および別表に定める論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。
 - 3 提出した学位論文および納付した論文審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(論文審査等の付託)

第8条 学長は、学位論文を受理したときは、その審査および最終試験又は審査および学力確認を委員会に付託するものとする。

(審査委員会)

- 第9条 委員会は、前条の規定による審査の付託があったときは、本学大学院担当の複数の教員で組織する審査委員会を設ける。
- 2 主査には指導教員があたる。
 - 3 審査委員会は、審査にあたって必要があるときは、委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第10条 最終試験は、学位論文を中心とした専攻分野に関する研究能力および学識について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第11条 第5条第2項の規定による学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目および外国語について、口答又は筆答により行うものとする。

(審査後の省略)

第12条 審査委員会は学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験および学力確認を行わないものとする。

(審査期間)

第13条 学位論文の審査および最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により博士論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に博士論文の審査および学力の確認を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、学位論文の審査および最終試験又は学位論文の審査および学力確認が終了したときは、その結果を文書により委員会に報告するものとする。

(学位授与の審議)

第15条 委員会は、修得単位並びに前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

(学位の授与)

第16条 学長は、委員会の議を経て、学位を授与できると認める者に所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う第1項および第2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項の規定により公表する場合は「八戸工業大学審査学位論文(博士)」、第2項の規定により公表する場合は「八戸工業大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(審査要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位授与の報告)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、八戸工業大学の文字を付記するものとする。

(学位の取消)

第21条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、委員会の議に基づいて、その授与された学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき
- 二 名誉を汚す行為があったとき

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記の通りとする。

(学位記の再交付)

第23条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願出するものとする。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

別 表 論文審査手数料

規程第7条第2項による博士論文
130,000円

・本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学後3年以内の者の論文審査手数料は免除する。

別 記 学位記の様式

1. 学士

第3条の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	八戸工業大学長 坂本 禎智 印	大学印	学位記	氏名	年 月 日生
			本学工学部 本学を卒業したことを認め学士(工学)の学位を授与する。 学科所定の課程を修めて			

第3条の規定により授与する学位記の様式

第 号	年 月 日	八戸工業大学長 坂本 禎智 印	大学印	学位記	氏名	年 月 日生
			本学感性デザイン学部 修めて本学を卒業したことを認め学士(感性デザイン)の学位を授与する。 学科所定の課程を			

2. 修士

修 第 号	年 月 日	大学印	学 位 記	氏名	年 月 日生
本学大学院工学研究科 専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修士(工学)の学位を授与する					
八戸工業大学長 坂本 禎智 印					

第4条の規定により授与する学位記の様式

3. 博士

第5条第1項の規定により授与する学位記

博 第 号	年 月 日	大学印	学 位 記	氏名	年 月 日生
本学大学院工学研究科 専攻の博士後期課程において学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(工学)の学位を授与する					
八戸工業大学長 坂本 禎智 印					

第5条第1項の規定により授与する学位記

第 号	年 月 日	大学印	学 位 記	氏名	年 月 日生
本学に博士論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(工学)の学位を授与する					
八戸工業大学長 坂本 禎智 印					

5.3 八戸工業大学大学院学位論文審査基準

【八戸工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準】

（審査体制）

学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の審査委員の合議で行う。

（審査項目と基準）

次の項目をすべて満たしていること。

1. 研究テーマの明確化
論文の問題設定が明確に示され、妥当性があること。
2. 学術的または社会的な貢献
学術的に一定の新規性または独創性があること、または社会の要請に応える可能性を持っていること。
3. 先行研究の理解と提示
研究テーマの探求に際して利用した資料や文献が適切に提示され、その内容が論旨を展開するうえで適切に言及されていること。
4. 研究方法の妥当性
研究テーマ探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切であること。
5. 論証方法や結論の妥当性
問題設定から分析、結果、考察、結論までの論旨が、明確であり、かつ一貫していること。
6. 論文の形式・体裁
語句の使い方や文章表現が的確であること。学位論文としての体裁が整っていること。
文献等が正しく引用され、図表等の引用元が明らかにされていること。

【八戸工業大学大学院工学研究科博士学位論文審査基準】

（審査体制）

学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の審査委員の合議で行う。

（審査項目と基準）

次の項目をすべて満たしていること。

1. 研究テーマの明確化
論文の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、妥当性があること。
2. 学術的または社会的な貢献
学術的に新規性または独創性があること。また社会の要請に応える高い有用性のある社会貢献となり得ること。
3. 先行研究の理解と提示
研究テーマの探求に際して、利用した資料や文献が網羅され、その内容が論旨を展開するうえで適切に言及されていること。
4. 研究方法の妥当性
研究テーマ探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切かつ効果的に用いられていること。
5. 論証方法や結論の妥当性
問題設定から分析、結果、考察、結論までの論旨が、明確で実証的かつ論理的に展開されていること。
6. 論文の形式・体裁
語句の使い方や文章表現が的確であること。学位論文としての体裁が整っていること。文献等が正しく引用され、図表等の引用元が明らかにされていること。

5. 4 八戸工業大学学費納入規程

制定 平成 4年12月17日 教授会
平成 5年 1月21日 理事会
改正 令和 7年 1月31日 理事会

(目 的)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学学則第36条及び八戸工業大学大学院学則第49条の規定に基づき、学費の納入方法その他の取扱いについて定める。

(学 費)

第 2 条 この規程における学費とは、学則第35条で定める別表第3の学費種別のうち、入学金及び授業料等(学費種別の授業料、施設設備費、実験実習費、演習実習費をいう。)をいう。

2 授業料等はこれを二分割し、半額をⅠ期授業料等、他の半額をⅡ期授業料等という。

(納入期限)

第 3 条 Ⅰ期授業料等は5月10日までに、Ⅱ期授業料等は10月10日までに納入しなければならない。

(入学時の納入期限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、入学の許可を得ようとする者の学費は、所定の入学手続締切日までに納入しなければならない。

(納入方法)

第 5 条 学費の納入方法は、原則として銀行振込みとする。

2 Ⅰ期・Ⅱ期授業料等は、原則として各々一括して納入しなければならない。延納を許可されたときにおいても同様とする。

(延納許可)

第 6 条 授業料等の延納を希望する者があるときは、次の各号の一に該当する者に限り許可することができる。

- 一 授業料等支弁者が、死亡または不慮の災害等により支払いが困難であると認められる者
- 二 その他やむを得ない事由があると認められる者

(延納の手続)

第 7 条 授業料等の延納を希望するときは、原則として第3条に定める納入期限までに、所定の「授業料等延納願い」により願い出なければならない。

2 前項により願い出るとき、延納の事由を明らかにする証明書等の提出を求めることがある。

(延納納入期限)

第 8 条 授業料等の延納納入日は、原則として、Ⅰ期授業料等においては7月20日、Ⅱ期授業料等においては翌年1月10日を超えることができない。

(延納許可の取消)

第 9 条 授業料等の延納を許可された者の願い出が虚偽であることが明らかになったときは、延納の許可を取り消す。

(滞納の起算日)

第 10 条 学則第22条第五号に定める授業料等滞納期間の起算日は、Ⅰ期・Ⅱ期授業料等の各納入期限の翌日、延納が許可されたときは第8条に定める各延納納入期限の翌日、休学者が復学するときは復学する日を起算日とする。

第 11 条 削除

(復 籍)

第 12 条 学則第22条第五号に基づき除籍された者が復籍を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。

2 復籍願い出の期限は、原則として除籍後15日以内とする。

3 復籍を願い出るときは、所定の「復籍願い」を提出し、滞納分の授業料等を納入しなければならない。

(休学者の学費)

第13条 休学を願い出るときは、所定の授業料等を納入しなければならない。

- 2 休学を許可された者の授業料等は、学年の始めから終りまでの期間に対する休学期間の割合に応じて按分し、休学期間に相当する授業料等は、これを免除する。
- 3 休学者が復学するとき、所定の授業料等を納入しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、入学手続時に納入した学費については、これを免除しない。

(年度途中卒業者等)

第14条 年度途中で卒業、退学または転学する者は、Ⅰ期授業料等またはⅡ期授業料等を完納していなければならない。

- 2 退学または転学を願い出るときは、所定の授業料等を納入しなければならない。

(既納の学費)

第15条 既に納入した学費は、別に定めるときを除いて、事情の如何にかかわらず返戻しない。

(所定の修業年限を超える学生の授業料等)

第16条 所定の修業年限の授業料等を納入した学部学生が3学年以上に在学している場合、授業料等の5割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は8年を超えることはできない。

- 2 所定の標準修業年限の授業料を納入した博士前期課程学生が特別研究活動を継続している場合、授業料の3割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は4年を超えることはできない。
- 3 所定の標準修業年限の授業料を納入した博士後期課程学生が特別研究活動を継続している場合、授業料の1割を納入することで在学できる。ただし、在学年数は6年を超えることはできない。

(事務の取扱い)

第17条 この規程に定めのない事項及びこの規程の運用にあたって特別な事項は、理事長が定める。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則の一部を省略している。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

5.5 八戸工業大学大学院入学者選抜規程

制定 平成 7年 2月17日 理事会

改正 平成22年12月16日 工学研究科委員会

(趣旨)

第1条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第38条の規定に基づき、入学者選抜の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第2条 本大学院に入学できる者は、本大学院学則第36条の定めによる。

(出願手続)

第3条 本大学院に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 入学志願票
- 二 最終出身校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 三 最終出身校の成績証明書
- 四 志望理由書
- 五 写真票・受験票および会計原簿
- 六 推薦入学に出願する場合は、推薦書
- 七 博士後期課程に出願する場合は、研究内容説明資料

(選考)

第4条 博士前期課程の選考は、筆答試験、出願書類の審査及び面接試験の結果を総合判断して行う。

2 博士後期課程の選考は、出願書類の審査及び面接試験の結果を総合判断して行う。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第6条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金及び授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

(学則の適用)

第7条 この規程において特に定めのない事項については、本大学院学則を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

5.6 八戸工業大学大学院特別選抜規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会

改正 平成21年 2月19日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第39条第2項の規定に基づき、社会人並びに外国人に対して行う特別選抜の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(目的)

第 2 条 この特別選抜は、本大学院が社会人のリカレント教育並びに国際貢献をその使命のひとつとすることに鑑み、強い修学意欲と研究能力をもつ社会人並びに外国人が入学を志願する場合、入学試験において特別な選抜を行って弾力的な対応を図ることを目的とする。

(適用対象)

第 3 条 この特別選抜が適用される志願者は、本大学院学則第36条に定めるものであって出願時にすでに社会人となっている者並びに外国人とする。

(出願手続)

第 4 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 入学志願票
- 二 最終出身校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 三 最終出身校の成績証明書
- 四 志望理由書
- 五 写真票・受験票および会計原簿
- 六 履歴書
- 七 外国人の場合は、外国人登録済証明書
- 八 博士後期課程に出願する場合は、研究内容説明資料(選考)

第 5 条 選考は、出願書類の審査、小論文および面接試験によって行う。ただし、小論文および面接試験については学術論文等の研究業績の提出をもってこれに代えることができる。

(入学の時期)

第 6 条 入学の時期は、学期の始めから30日以内とする。

(入学手続)

第 7 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金および授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

5.7 八戸工業大学大学院研究生規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会

改正 令和 7年 1月23日 工学研究科委員会

(趣旨)

第1条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第53条第2項の規定に基づき、研究生の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第2条 研究生を出願しようとする者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(在学期間)

第3条 研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を出願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 願書
- 二 最終出身校の卒業(見込み)証明書および成績証明書
- 三 履歴書および写真
- 四 社会人の場合は、勤務先の所属長の許可書(選考)

第5条 研究生の選考は、出願書類の審査および面接試験によって行う。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金および授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

(授業科目の履修)

第8条 研究生が授業科目の履修を願い出たときは、これを許可することがある。

- 2 研究生の授業科目履修に関する事項は、八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程を準用する。

(研究証明書の交付)

第9条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

(学則の適用)

第10条 この規程において特に定めのない事項については、本大学院学則を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

5.8 八戸工業大学大学院科目等履修生及び聴講生規程

制定 平成 7年 1月13日 理事会

改正 令和 6年 4月 1日 工学研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 八戸工業大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第52条第3項の規定に基づき、科目等履修生(以下「履修生」という。)及び聴講生の取扱いについて必要な事項は、この規程によるものとする。

(出願資格)

第 2 条 履修生及び聴講生を出願しようとする者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(在学期間)

第 3 条 履修生及び聴講生の在学期間は6月とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第 4 条 履修生及び聴講生として入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

2 出願書類は、次の通りとする。

- 一 願書
- 二 最終出身校の卒業(見込み)証明書および成績証明書
- 三 履歴書および写真
- 四 社会人の場合は、勤務先の所属長の許可書

(選考)

第 5 条 履修生及び聴講生の選考は、出願書類の審査および面接試験によって行う。

(入学の時期)

第 6 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学手続)

第 7 条 入学を許可された者は、指定の期日までに、入学金および授業料を添えて所定の手続きを完了しなければならない。

(単位修得証明書の交付)

第 8 条 履修生が、履修科目の試験に合格したときは、その科目の単位修得証明書を交付する。

(学則の適用)

第 9 条 この規程において特に定めのない事項については、本大学院学則を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

5.9 八戸工業大学大学院学生心得

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会
改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

(目的)

第 1 条 この学生心得は本大学院学生の遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(規則の遵守)

第 2 条 学生は、学則はもとより、その他の本学で定める規則等を遵守し、学生の本分を守るよう努めなければならない。

(学生証)

第 3 条 学生は入学の際、学生証の交付を受けて常時これを携帯しなければならない。

2 学生証の有効期間は発行日から各課程の標準修業年限終了までとする。

3 学生証は、本大学院教員その他しかるべき者の要請があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第 4 条 学生証を汚損または紛失したときは、ただちに本大学院所定の様式により教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出て、再交付を受けなければならない。この場合の有効期間は再発行の日から通常の修業年限終了までとする。

第 5 条 学生証は、修了、転学、退学、除籍により学籍を離れたとき、または有効期間を経過したときは、ただちに教育・学生支援部教務・学生支援チームに返却しなければならない。なお、有効期間を超えて在籍するときは、更新の手続きを行わなければならない。

(欠席・忌引および遅刻早退の届出)

第 6 条 7日以上欠席するときは本大学院所定の様式により、必ずその理由を明記し保証人と連署して教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

(諸変更届)

第 7 条 氏名、本籍および宿所(住所)を変更したときは、そのつど本大学院所定の様式により遅滞なく教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

第 8 条 保証人の変更および保証人が氏名または住所を変更した場合は、その都度速やかに本大学院所定の様式により教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

(諸願)

第 9 条 休学、再休学、復学、退学、または転学を希望する場合は、本大学院所定の様式により保証人連署のうえ願い出て学長の許可を受けなければならない。

(受講)

第10条 学生は教場において静粛を旨とし雑談、その他粗暴の挙動があつてはならない。

(定期健康診断)

第11条 学生は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)により、毎年本大学院で行う健康診断を必ず受けなければならない。

2 疾病その他正当の理由により前項の健康診断を受けることができないときは、その事由を付して教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出なければならない。

(学園の秩序維持)

第12条 学生は学園にふさわしい環境を整えることに協力し、学園の秩序を乱すような行動をしてはならない。

(事故発生時)

第13条 火災、盗難には特に注意し、事故発生の際は総務部総務・学事チームに急報するとともに消火、防止に努めること。

附則の一部を省略している。

附 則

この心得は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 10 八戸工業大学大学院履修規程

制定 平成14年 2月21日 工学研究科委員会

改正 平成29年11月24日 工学研究科委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、八戸工業大学大学院学則に規定するもののほか、授業科目の履修について必要な事項を定める。

(教育課程等)

第2条 教育課程等は、学則別表第1に定めるとおりとする。

2 下記のように履修上のコースを定める。コースの履修科目等は別表1に定めるとおりとする。

工学研究科全専攻博士前期課程 原子力工学専修コース

(履修登録と履修)

第3条 科目の履修にあたっては、当該年度に履修しようとする全科目について履修登録(以下「登録」という。)を行わなければならない。

2 登録の時期は、学年の初めとし、所定の期間をすぎた登録は原則として認めない。

3 登録しない科目は、受講しても単位は与えない。

4 第6条第3項の受講免除科目を除き、同一時限に行われる科目を2科目以上重複登録することはできない。

5 登録の有効期限は、当該年度限りとする。

6 欠席した授業については、学生自身が自学自習によって補うことを原則とする。ただし、科目担当教員の判断により、課題・補習等を課す場合がある。

(登録の修正)

第4条 登録科目修正は、各学期の所定の期間において行うことができる。

(成績の評価と単位の修得)

第5条 成績の評価は科目担当教員が行い、評価は次のとおりとする。

評価	評価の点数	合 否
S	90点以上～100点	合 格
A	80点以上～90点未満	
B	70点以上～80点未満	
C	60点以上～70点未満	
D	60点未満	不合格

2 単位の修得は、上表の合格の場合に認定される。ただし、学費等の未納期間の単位は認定されない。

(再履修登録)

第6条 単位が認定されなかった科目(以下「再履修科目」という。)は次の年度以降に登録することができる。

2 単位が認定された科目は、再び登録することができない。

3 再履修科目の登録にあたり、科目担当教員が認めた場合は、受講を免除することがある。

(成績の通知)

第7条 成績は、所定の学業成績通知書をもって本人および保護者に通知する。

2 学業成績通知書には、評価をS、A、B、C、Dで記載し、あわせてGrade Point Average(GPA)を記載する。

3 GPAの取り扱いについては別に定める。

(定期試験)

第8条 定期試験は年2回各学期末の一定期間に行う。

- 2 試験の時間割は試験実施の2週間前に公表する。
- 3 試験は原則として筆答によるが、平常の成績、レポート、あるいは口答をもって試験に代えることができる。

(追試験)

第9条 学生に病気、その他やむを得ぬ事情が生じて、定期試験を受けられないときは追試験の機会を与える。

- 2 追試験受験の可否の判定は学生の願い出(医師の診断書、保証人の証明書など添付)にもとづき科目担当教員が行う。
- 3 追試験を受けようとする者は、追試験時までに追試験受験手続きを行わなければならない。追試験料は別表2のとおりとする。

(再試験)

第10条 定期試験、追試験に合格できなかった者に対して、再試験の機会を与えることがある。

- 2 再試験の受験資格は当該科目担当の教員の認定による。
- 3 再試験を受けようとする者は、再試験時までに再試験受験手続きを行わなければならない。再試験料は別表2のとおりとする。
- 4 再試験の成績は、定期試験と同等またはそれ以上の基準で評価する。

(受験資格)

第11条 定期試験の受験資格は次の要件を満たした者に与える。

- 一 当該科目の登録をしていること。
- 二 原則として、出席時数が授業時数の3分の2以上であること。ただし、実験、実習および演習を伴う科目については、これ以上の出席時数を必要とする場合がある。
- 三 工学研究科委員会において特に失格条件がないことを認められていること。ただし、二の号に関して考慮すべき事情のある学生は科目担当教員に届け出て、科目担当教員が受験資格の有無を判定する。

(受験の心得)

第12条 学生は学生証を持参し、指示する座席につき厳正に受験しなければならない。なお、学生証を携帯していない場合は、受験票の交付を受けて受験しなければならない。受験票の交付手数料は別表3のとおりとする。

- 2 原則として、試験開始20分後の入場を認めない。また、試験開始後30分以上経過するまで退場を認めない。
- 3 試験は監督教員の指示で行われる。試験に際し、不正行為を行った学生には大学院学則第51条により懲戒を行う。かつ、その学期に受験した科目はすべて零点とする。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、学務委員会の議を経て工学研究科委員会が行う。

附 則

1. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1

工学研究科全専攻博士前期課程 原子力工学専修コース履修表

下表のように計8単位を修得したほかに、各専攻博士前期課程の修了要件を満たすこと。

平成30年度入学生より適用

部門	授 業 科 目	単位 数	週時間数				摘 要
			1年		2年		
			前	後	前	後	
関 連 科 目	原子力工学特論	2	2				左記の3科目6単位を修得すること
	応用放射線工学特論	2		2			
	原子力研修	2			2		
注 1	移動現象工学特論	2	2				左記の科目から1科目2単位を修得すること
	システム計測工学特論	2	2				
	材料プロセス工学特論	2		2			
	プラズマ工学特論	2		2			
	コンクリート構造工学特論	2		2			

注1:部門は各専攻の教育課程表(大学院学則別表第1)を参照。

別表2 試験料

試験区分	試験料
追試験	1科目につき500円
再試験	1科目につき1,500円

別表3 受験票交付手数料

交付手数料
300円

5.11 八戸工業大学GPA取り扱い要項

制定 平成23年 1月 6日 教務委員会
改正 平成26年 2月25日 (教務委員会)
改正 令和 4年 3月 9日 (教務委員会)

(目的)

第 1 条 この要項は、八戸工業大学(以下「本学」という。)履修規程第11条および同大学院履修規程第7条(以下「履修規程」という。)に規定するGPA(Grade Point Average)の取り扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 GPAとは、履修した科目の成績をGP(Grade Point)により点数化し、1単位あたりの平均値を求めたものをいう。

- 2 GPA算出の対象とする科目は、次の各号を除く科目とする。
- 一 教職関連科目等で、卒業または修了要件に算入しない科目
 - 二 編入学・転入学等により入学した学生の既修得科目について単位認定した科目
 - 三 卒業または修了要件に算入される科目のうち別表1に定める科目

(GP)

第 3 条 履修規程第5条に規定する成績評価とGPとの対応は次のとおりとする。

評価(Grade)	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

(GPAの種類および計算方法)

第 4 条 GPAは、当該期間に履修した第2条2項に定めるGPA対象科目について、「学期GPA」、「年度GPA」、「累積GPA」に区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第3位以下を切り捨てて表記する。

GPAの計算式

$$\begin{aligned}\text{学期GPA} &= \frac{\text{当該学期における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該学期における評価を受けた科目の単位数の計}} \\ \text{年度GPA} &= \frac{\text{当該年度における(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{当該年度における評価を受けた科目の単位数の計}} \\ \text{累積GPA} &= \frac{\text{入学以降に(修得した科目の単位数} \times \text{GP)の計}}{\text{入学以降に評価を受けた科目の単位数の計}}\end{aligned}$$

(GPA計算期日)

第 5 条 GPAの計算は、学期ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 GPA計算の期日は、原則として前期9月25日、後期3月25日とする。ただし、必要に応じてGPAを仮算出する場合がある。

(GPAの通知)

第 6 条 前条で計算したGPAは学業成績通知書に記載し、その計算方法、意義および推奨値とともに学生と保護者に通知する。

(成績証明書への記載)

第7条 成績証明書にはGPAの記載は行わない。

- 2 前項にかかわらず、申請者からGPAを記載した成績証明書の発行請求があった場合には「累積GPA」を成績証明書に記載する。なお、この場合においてはGPA算出の根拠となる不合格科目も併せて記載する。

(GPAの利用)

第8条 GPAは次の各号に示す事項の指標・基準等に使用することがある。

- 一 クラス分け、研究室配属など授業運営に係る指標
- 二 学業成績優秀者への顕彰などの選考基準
- 三 特待生・奨学生などの選考基準
- 四 履修指導・学修指導の指標
- 五 進級・卒業に係わる指標
- 六 就職試験等の推薦者選考基準
- 七 各種統計・調査
- 八 その他、本学の教育研究および活動に必要な事項(その他)

第9条 この要項に定めのない、GPA制度運用に必要な事項については別に定める。

(改廃)

第10条 この要項の改廃については、教務委員会および学務委員会が行う。

附 則

この要項は、平成23年度入学生から適用する。

別表1

卒業または修了要件に算入される科目のうち、GPA算出の対象としない科目

平成23年度入学生～	八戸学院大学(旧八戸大学)との単位互換科目
------------	-----------------------

5. 12 八戸工業大学図書館利用規程

制定 平成 7年 2月28日 (図書委員会)

改正 令和 4年 5月20日 (情報メディア委員会)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学図書館規程第7条に基づき、八戸工業大学図書館(以下「図書館」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(資料)

第 2 条 図書館の管理する資料(以下「図書類」という。)を次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地図
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料(利用者)

第 3 条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員、名誉学長、名誉教授、非常勤講師および研究員(以下「第1種利用者」という。)
- (2) 本学学部学生、大学院学生、研究生、および科目等履修生(以下「第2種利用者」という。)
- (3) その他一般利用者(以下「第3種利用者」という。)

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日
 - (2) 春季、夏季、冬季の各休業日の土曜日
 - (3) 12月28日から1月4日まで
- 2 前項によらず、図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めたときは、臨時に休館、開館することがある。

(開館時間)

第 5 条 開館時間は、次のとおりとする。

- 月曜日から金曜日は、午前8時40分から午後8時まで
ただし、春季、夏季、冬季の各休業日の一部期間の開館時間は午後5時まで
開館日の土曜日は、午前10時から午後5時まで
- 2 前項に定めるほか、館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

(貸出手続き)

第 6 条 資料の貸出を受けようとする場合は、八戸工業大学図書館利用券(以下「利用券」という。)を必要とする。

- 2 館長は希望者の求めに応じて利用券を交付する。
- 3 第1種、第2種利用者については、学生証、身分証明書またはこれに代わるものをもって利用券とすることができる。
- 4 第3種利用者は、所定の様式に必要事項を記入の上、身分証明書またはこれに代わるものを提示して、交付申請を行う。
- 5 利用券の交付を受けた者は、利用券を他人に譲渡または転貸してはならない。また、それによって生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。
- 6 利用券を紛失した者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 前項の届出のあった者に対しては、願い出により、利用券の再発行を行うことができる。
- 8 利用資格を失った者は、速やかに利用券を返却しなければならない。

(身分証明書等の提示)

第 7 条 図書館・情報事務室の職員(以下「職員」という。)などから利用券の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第8条 図書館内においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと
- (2) 喫煙、飲食および談話などをしないこと。ただし、指定された場所での飲料物の摂取は可とする
- (3) 図書類、備品および施設を丁重に扱うこと
- (4) 他人の迷惑となる行為をしないこと

(閲覧)

第9条 館内の図書類は、閉架図書類を除き自由閲覧とする。ただし、閲覧が終了したときは、所定の位置に返却するものとする。

(閉架図書の館内閲覧)

第10条 利用者は、あらかじめ所定の手続きを行って閉架図書、および視聴覚資料の館内閲覧ができる。ただし、一度に閲覧できるのは各々3冊(本)以内とし、閲覧した図書は閉館時までに所定の位置へ、視聴覚資料は閲覧カウンターへ返却しなければならない。

(館外貸出)

第11条 貸出できる図書、視聴覚資料の冊数および期間は次のとおりとする。

1. 図書

- (1) 第1種利用者は20冊まで、30日以内。
- (2) 第2種利用者のうち、大学院学生および研究生は10冊まで、30日以内。学部4学年生は5冊まで、30日以内。それ以外の学部学生は5冊まで、14日以内。また、休業期間にわたる貸出は、休業期間終了まで延長できる。
- (3) 第3種利用者は3冊まで、7日以内。

2. 視聴覚資料

- (1) 貸出対象者は、本学教職員、研究員、本学学部学生、大学院学生、研究生とこれに準ずる者とする。
- (2) 貸出本数は3本まで、7日以内。

(貸出期間の更新)

第12条 第11条で規定する貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する者は、所定の手続きにより1回に限り、貸出期間を更新することができる。

(貸出予約)

第13条 貸出希望図書、視聴覚資料が貸出中のときは、予約することができる。

(転貸の禁止)

第14条 館外貸出図書、視聴覚資料は、一切他に転貸してはならない。

(特別帯出許可の必要な図書類)

第15条 次の図書類を帯出するときは、館長の許可を得なければならない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書(事典、辞典、便覧および地図等)
- (3) 視聴覚資料
- (4) 新聞
- (5) 逐次刊行物
- (6) その他、館長の定めたもの

(貸出図書の返却)

第16条 貸出図書、視聴覚資料は、期間が終了したときは、直ちに返却しなければならない。

- 2 前項に定めるほか、教職員は、留学、休職、退職等の際、学生にあっては、卒業、修了、休学、退学、転学等の際に、それぞれ直ちに返却しなければならない。

第17条 館長は必要に応じ、貸出期間中であっても臨時に返却させることができる。

(貸出の停止)

第18条 貸出図書、視聴覚資料を特別な理由がなく貸出期間内に返却しなかった者については、返却するまで貸出を停止する。

(紛失・破損・汚損)

第19条 図書類を紛失、または著しく破損、汚損した者は、直ちに届け出なければならない。また、館長は、同一の図書または相当の代金をもって弁償させることがある。

(複写)

第20条 本館所蔵の図書類を複写しようとするときは、著作権法に従い、複写することができる。

2 前項に違反した場合は、利用者が一切の責任を負うものとする。

(相互協力)

第21条 第1種、第2種利用者が教育、研究または学習のために必要とするときは、所定の手続きにより、他の機関の利用または資料の複写、借り受け等の斡旋を図書館に依頼することができる。

2 館長は、他の機関から、図書館の利用、または資料の複写ならびに借り受け等の申込があった場合、支障のない範囲で、これに応ずることができる。

3 前2項にて発生した経費については、依頼者が負担するものとする。

(分置)

第22条 研究図書類(第1種利用者が本学研究費で購入した図書類)は、所定の手続きにより、学内に分置することができる。

第23条 研究図書類以外の図書類は、館長が必要と認めるものに限り、相応の場所に分置することができる。

第24条 分置された図書類には保管責任者を置き、図書類の管理について一切の責任を負うものとする。

第25条 職員は分置された図書類の点検を行うことができる。

第26条 退職などにより分置を変更する場合は、図書館に届け出なければならない。

(多目的ホールの利用)

第27条 多目的ホールの利用については別に定める。

(罰則)

第28条 本規程に違反する者に対しては、館長は利用の制限、退館、または一定期間入館を禁止することができる。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項については、館長がこれを定める。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、情報メディア委員会の議を経て行うものとする。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

5. 13 八戸工業大学情報ネットワーク施設利用規程

制定 平成15年 3月13日 (教授会)

改正 平成28年10月20日 (教授会)

(目的)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学図書館規程第7条に基づき、情報ネットワーク施設の利用について定める。

(定義)

第 2 条 情報ネットワーク施設とは、本学LAN、本学の計算機施設および本学LANを経由して接続する学外のネットワークをいう。

(利用資格)

第 3 条 情報ネットワーク施設を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員および学生
- (2) 情報メディア委員長が認めた者

(利用手続き)

第 4 条 情報ネットワーク施設への接続を希望する者は、ネットワーク接続申請書を図書館・情報事務室に提出し、インターネットアドレス(IPアドレス)を取得するものとする。

- 2 情報ネットワーク施設を利用する場合は、所定の手続きを行うものとする。

(利用の制限)

第 5 条 情報ネットワーク施設の利用者は、本規程および学術情報ネットワーク等の学外のネットワークの運用上の規程を遵守しなければならない。

- 2 ネットワークを利用する情報に関しては、営利行為や公序良俗に反する行為および著しく情報倫理を欠いた場合は、利用の制限を行うことがある。
- 3 ネットワークを利用する情報の内容に関しては、発信者が責任を負うものとする。

(雑則)

第 6 条 本規程に定めるもののほか、情報ネットワーク施設に関する必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

5. 14 八戸工業大学大学院学生の諸活動に関する規程

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

第1章 総 則

- 第 1 条** 学生の諸活動は、正課の学習以外において各人の才能と趣味に応じた自主的活動により、人格の陶冶、情操豊かな人間性の涵養、自律心の鍛錬等専ら社会人として必要な基本を錬成することにある。
- 第 2 条** 学生は個人・団体を問わず、学内外の秩序を乱しまたは良識に反する行為をすることなく、正しく健全な諸活動を行うよう努めなければならない。
- 2 前項に違反する行為が行われ、または行われようとしている場合は、学生は本大学院および学生の名誉を守るため、その行為を制止する等最善の措置を講じなければならない。

第2章 団体の結成

- 第 3 条** 本大学院学生を会員とする団体(研究会、愛好会等を含む。以下同じ)を結成しようとするときは、責任者は遅滞なく本大学院所定の団体結成願に、団体の名称、結成年月日、目的、顧問(教職員)、役員および会員の氏名を記入して、責任代表者が3名以上署名押印し、明文の規約(会則)を添えて、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項の団体規約(会則)またはその他届出事項を変更するときも前項に準ずる。
- 3 前学生団体は毎年度始め4月20日までに団体構成役員名簿および構成員名簿を添え、本大学院所定の団体継続届を前項に準じて教育・学生支援部長を経て学長に届け出なければならない。届け出ない団体は、解散したものとみなす。
- 4 前項の団体の構成員は本大学院の学生または本大学関係者でなければならない。
- 第 4 条** 学生団体が学外団体に加盟しようとするときは、本大学院所定の学外団体加盟願に学外団体の規約を添え、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 学生が団体的に学外団体に加盟しようとするときも、前項に準じて許可を受けなければならない。
- 3 学生団体が学外団体の行事・集会等に参加しようとするときは、本大学院所定の学外団体参加願に参加者名簿を添え、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 学生が団体的に学外団体の行事・集会等に参加しようとするときも、前項に準じて許可を受けなければならない。
- 第 5 条** 前条の学外団体への加盟または参加が本大学院の目的にそわないと認めた場合は、学長は許可を取り消すことがある。
- 第 6 条** 学生団体の予算および決算に関する一切の収支は、会計年度ごとに教育・学生支援部長を経て学長に報告しなければならない。
- 第 7 条** 第3条により許可された学生団体において、その行為が国法や本大学院の規則等に違反したり、その他本大学院の機能を害しまたは秩序を乱しまたはそのおそれがあると認められるときは、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

第3章 集会

- 第 8 条** 学生または団体が学内外において、集会、対外試合、合宿練習、遊説、集団行進、示威運動、署名運動、世論調査、投票、宣伝等を行おうとするときは、責任者はその期日3日前までに本大学院所定のそれぞれの許可願に必要事項を記入して責任代表者が3名以上署名押印し、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前項の集会において、本大学院施設、設備等(建物、体育施設、通路、広場等)を使用するときは、同時にその借用を所管の部局長に願い出て許可を受けなければならない。
- ただし、学生団体が事業のため平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会しようとするときは、この限りではない。

- 第9条** 同窓会、学会、講演会等で特定の人を対象とする場合、または映画会、音楽会、演劇等で単に映写、演出のみを行う場合を除き、学外者の参加を許さない。
ただし、特別な場合で学長が必要と認めるときは審議の結果許可することがある。
- 第10条** 学生または団体が学外者を対象として金銭の収支を伴う行為をするときは、教育・学生支援部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 第11条** 集会が本大学院の本来の目的にそわないと認めた場合、また学内の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、禁止または解散を命ずることがある。

第4章 掲 示

- 第12条** 学生または団体が学内外に掲示しようとするときは、責任者は掲示物を教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。許可された掲示物には大学の認印を押す。
- 2 掲示物には必ず団体名、責任者を明記しなければならない。
 - 3 掲示用紙は、日本規格A1判以内を原則とする。
 - 4 掲示期間は、最長1ヶ月とする。
 - 5 学内における掲示は本大学院が指定した学生掲示板において行わなければならない。
- 第13条** 講演会、集会等の通知のため学内に立て看板による掲示をしようとするときは、前条に準じて許可を受けなければならない。ただし、立て看板は、管理部局備え付けのものに限り、かつ掲示期間は3日以内とする。
- 第14条** 掲示の内容が政治的目的を有するもの、虚偽の記述または名誉の毀損にわたるもの、もしくは学内の秩序を乱すものは許可しない。
- 第15条** 団体または団体が前3条に反して掲示を行ったときは、その責任者または団体が共同して責を負うものとする。
- 第16条** 掲示期間を経過したものは、責任者においてただちに撤去しなければならない。
- 第17条** 第12条、第13条、第14条および第16条に違反する掲示物は、管理者においてただちに撤去させ、または撤去する。

第5章 印刷物の発行・配布・回覧等

- 第18条** 学内外を問わず、印刷物(雑誌、小冊子、新聞、チラシ、その他これに類する一切のもの)を発行し、または配布、回覧しようとするときは、事前にその印刷物の原稿またはこれに替わるものを教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。
- 2 その他物品等を配布しようとするときは、その物品等を添え前項に準じて許可を受けなければならない。
- 第19条** 学生または団体が寄付を募集しようとするときは、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 寄付募集を行ったときは、教育・学生支援部長を経て学長に収支決算を報告しなければならない。
- 第20条** 前2条の行為が、本大学院の本来の目的にそわないと認めた場合は、教育・学生支援部長は許可を取り消すことがある。

第6章 放 送

- 第21条** 学内において放送しようとするときは、放送要旨を教育・学生支援部教務・学生支援チームへ持参し、教育・学生支援部長の許可を受けなければならない。
- 第22条** 放送は特別の場合を除き授業時間中に行うことができない。
- 2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務の支障を来さないように充分注意を払わなければならない。
 - 3 前条および前2項に反する行為があった場合はただちに中止させるものとする。

第7章 政治活動・布教活動の禁止

第23条 学生または学生団体は、学内において政治活動および布教活動を行ってはならない。

第8章 暴力行為等の禁止

第24条 学生または学生団体は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 学内に火薬、爆薬、劇薬、その他類似の危険物を持ち込み、所持、携行する行為。
- (2) 学内において、棍棒、石塊等暴力行使を意図する一切の物件を所持し携行する行為。
- (3) 暴行し、またはこれによって人に傷害を与えるような行為。
- (4) 暴力を用いて他の学生の就学を妨害する行為。
- (5) 団体もしくは多数が共同して暴行、脅迫にわたる行為。
- (6) 暴力を用いての学内の施設、設備、備品などを破壊する行為。
- (7) 暴力行使の協議、または各種危険物、その他暴力行使に用いる物件の集積等一切の準備行為。
- (8) その他暴力に関する一切の不法行為。

第9章 その他

第25条 学生または学生団体は学内において次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 学生は氏名を偽り、または覆面等の行為をしてその身分をかくさないこと。
- (2) みだりに放歌、高吟その他喧騒にわたる行為を慎むこと。
- (3) 学生または学生団体相互間には礼儀正しく、いやしくも暴力・傷害・物品毀棄等の行為をしないこと。
- (4) 許可なく大学の備品等を持ち出さないこと。
- (5) 許可なく学内に宿泊しないこと。
- (6) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (7) 許可なく学外者を学内に入れないこと。

第26条 本規程によりがたい特別の諸活動をしようとするときは、教育・学生支援部長を経て学長に願い出て指導および許可を受けなければならない。

第27条 本規程に反する行為をした者(同未遂行為を含む)または規程に反した行為に対する教職員の制止に応じない者は大学院学則第51条を適用する。

附則の一部は省略している。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 15 八戸工業大学大学院学友会館使用規程

制定 平成12年 3月 1日 学務委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

学友会館(以下「会館」という。)は、大学院学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするための施設である。会館は、学友会室、体育会室、文化会室、部室および会議室からなっており、その使用にあたっては、それぞれの会に所属する団体(以下「団体」という。)が課外活動の場として常に秩序と規律を保つとともに共同の責任において特に整備、保全および火災予防に努めなければならない。

会館の使用については、この規程に従わなければならない。

なお、会館以外を部室として使用する団体にあっても、部室の使用にあたっては、この規程を適用する。

第 1 条 会館の使用時間は、平日の午前8時30分から午後8時までとする。

2 時間外に会館を使用する場合は、学生残留・出校届を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出し、許可を受けなければならない。この場合における終了時刻は午後10時30分とする。提出は、午後4時50分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、学園祭等の行事があるときは、特別に取り扱うことがある。

第 2 条 部室は、部活動を行う目的で大学から許可された団体に対し、指導育成上必要とみとめられた場合に限り、その使用を許可するものとする。

第 3 条 部室の使用は、部本来の活動のためにのみ限るものとする。

第 4 条 部室の使用を希望する団体は、所定の部室借用願を教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

第 5 条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続使用を希望する場合は、前条に準じて部室借用願を毎年3月31日までに教育・学生支援部教務・学生支援チームに提出しなければならない。

第 6 条 期日までに部室借用願を提出しない団体は、部室不用とみなす。

第 7 条 部の解散その他により部室の使用目的が消滅したときは、速やかに教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出て部室を原状に復し空け渡さなければならない。

2 解散によるときは、大学等からの補助により購入した備品を返却しなければならない。

第 8 条 会議室の使用は、学友会および教育・学生支援部教務・学生支援チームの許可を受けなければならない。

第 9 条 その他会館の使用にあたっては大学の指示に従うこと。

第10条 会館の使用を許可された団体は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 会館内の清掃は各団体が協力して行い、常に清潔を保つとともに整理・整頓に努めること
- (2) 火災の防止に万全を期すること
- (3) 会館内での暖房器具および火気は許可を受けた団体以外は使用しないこと
- (4) 会館内において飲酒しないこと
- (5) 会館内に学外団体の支部または事務所を設けないこと
- (6) 会館内への泊り込みは認めない
- (7) 部室の使用にあたっては、部員以外の部室使用は認めない
- (8) 各部は部責任者を定めて教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出ること
- (9) 各部室入口に部および部責任者を表示すること
- (10) 他の団体の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること
- (11) 室内の施設、設備等を無断で移動、改廃、新設しないこと
- (12) 室内への掲示その他これに類するものは、部に直接関係のあるもののみとし、みだりに行わないこと
- (13) 一室を部室として共用する場合は、お互いに協力して使用すること
- (14) シャワーの使用にあたっては、注意事項を確認し節水にも努めること

第11条 会館を使用するときは、その都度受付から鍵を借用し、使用後はただちに受付に返却すること。

第12条 大学の管理上の必要から行う係員の室内立入りまたは指示を拒否してはならない。

第13条 会館内の施設、設備等を汚損したり滅失または破損したときは、教育・学生支援部教務・学生支援チームに文書をもって届け出て、その損害を弁償しなければならない。

第14条 事故、盗難等の防止には各自が心掛け、事故等があったときは速やかに教育・学生支援部教務・学生支援チームに届け出ること。

第15条 この規程に違反した場合は、その部室の使用許可を取り消すことがある。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 16 八戸工業大学大学院施設・設備・備品等管理規程

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

- 第 1 条** 学生は本大学院の施設・設備・備品等を使用するときは、常に良好な状態を維持するように留意し、かつ本来の用法に従って使用しなければならない。
- 第 2 条** 学生が故意または過失によって施設・設備・備品等を破損、汚損または滅失し、本大学院に損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。
- 2 数人(学生団体を含む)が共同して施設・設備・備品等を破損、汚損または滅失し、本大学院に損害を与えたときは、連帯してその損害を弁償しなければならない。
- なお共同行為を行った者の一部より判明しない場合は、その判明者が全損害の弁償義務を負うものとする。
- 第 3 条** 授業外において本大学院の施設・設備・備品等を使用しようとするときは、本学所定の施設・設備・備品等使用願を学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 第 4 条** 施設・設備・備品等の使用後は原形に復し、または元の設置場所に返還しなければならない。
- 第 5 条** 本規程に反する行為をした者は大学院学則第51条を適用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

5. 17 八戸工業大学大学院学生残留・出校者心得

制定 平成 7年 4月 1日 工学研究科委員会

改正 令和 7年 1月 7日 学務委員会

学生残留・出校届の提出は、防火・防犯その他の事故防止、緊急時の連絡等を目的とする。

学生は、正規の授業終了時刻以降学内に残留するとき、又は休業日（土曜日、日曜日、祝日、夏季休業期間等）に出校するときは、次の事項を遵守し、別に定める場合を除いて学生残留・出校届を、総務部総務・学事チームに提出しなければならない。

- 1 授業のある日で19時以降学内に残留するときは、当日の16時50分までに学生残留・出校届を提出すること。
休業日に出校するときは、前日の16時50分までに学生残留・出校届を提出すること。提出はいずれの場合も、平日とすること。但し、学友会館に限り20時までの使用は学生残留・出校届の提出は必要ない。
- 2 残留・出校は22時30分までとするが、これ以降は担当教職員の同時残留を原則とする。
- 3 残留・出校者の人数に変更なく、残留および出校日数が10日以内に継続する場合の学生残留・出校届は、日付順に一枚にまとめて提出すること。なお、10日目以降については、改めて提出すること。
- 4 2名以上の残留・出校の場合は、代表者および全員の氏名等を明記すること。
- 5 学生の残留・出校は、担当教職員の承認を必要とする。
- 6 借用した鍵の管理、戸締り・貴重品の管理に注意すること。
- 7 受付にて使用施設の鍵の貸出しを受け、連続して残留するときは、受付にある「鍵貸出簿」に日毎更新手続きをすること。
- 8 学外者の立入りは、特に許可を得た場合を除いてこれを認めない。
- 9 飲酒は禁止する。
- 10 本学設置電話による私用の通話は禁止する。
- 11 暖房用電気・ガスストーブの使用は禁止する。
- 12 車両通学に関する規程による駐車場以外の駐車は禁止する。
- 13 各出入口については、施錠後の解錠を禁止する。施錠後は1号館受付前の出入口を利用すること。なお、22時30分以降翌日6時30分までの外出は禁止する。
- 14 下校時は警備員（受付）にその旨を連絡して帰ること。ただし、22時30分以降翌朝6時30分の間に帰る場合（教職員と同時残留の場合）は、受付前に備付けの「帰宅時間記入簿」に必要事項を記入して帰ること。
- 15 石油ストーブ等の火気に注意し、事故のないように物品の管理、整頓と光熱水の節約を心掛けること。下校時は、火気のあと始末、鍵の確認をすること。
- 16 その他の事項については、学生要覧に記載の諸規程を準用する。

附則の一部を省略している。

附 則

この心得は、令和 6年 4月 1日より施行する。

5. 18 八戸工業大学車両通学に関する規程

制定 平成14年 2月14日 (学生委員会)

平成14年 2月13日 (学務委員会)

改正 令和 7年 1月16日 (学生委員会)

平成 7年 1月 7日 (学務委員会)

(目的)

第 1 条 この規程は、本学の学部生、大学院生および研究生(以下「学生」という。)の車両通学に関し、必要な事項を定めることにより、交通事故の防止と学内交通道德の涵養を目的とする。

(定義)

第 2 条 前条の車両通学とは、四輪車、自動二輪車、原動機付自転車および自転車を用いて通学することをいう。

(車両通学許可)

第 3 条 車両による通学を希望する学生は、「車両通学許可願」を本学に提出し許可を受けなければならない。

(許可手続)

第 4 条 車両通学許可を願い出る場合は、次の各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

- 一 車両通学許可願
 - 二 車検証(写し)
 - 三 その他本学が必要とする書類
- 2 車両通学許可手続に際しては、手続に係る費用を手数料として徴収する。
 - 3 車両通学許可に関する事務は、教育・学生支援部教務・学生支援チームが行う。

(許可)

第 5 条 本学は、願書と諸書類により審査し、適当と認められた場合に車両通学を許可する。

- 2 許可車両に対しては、ステッカーを交付する。
- 3 許可車両を変更した場合は、改めて車両通学許可の手続きを行わなければならない。
- 4 ステッカーは、他の者に譲渡又は貸与してはならない。

(許可制限)

第 6 条 第4条第1項による書類が不備な場合、又は駐車場に空きがない場合は、車両による通学を許可しないことがある。

(講習会)

第 7 条 車両通学を許可された学生および許可を受けようとする学生は、本学が指定する交通安全に関する講習会を受講しなければならない。

(許可期間)

第 8 条 車両通学許可は、許可した年度に限り有効とする。したがって、翌年度以降も車両通学を希望する場合は、毎年度初めに改めて車両通学許可の手続きを行わなければならない。

(駐車場の使用)

第 9 条 車両通学を許可された学生が学内に駐車する場合は、本学が所有する駐車場を使用しなければならない。

- 2 学内の駐車場に駐車する場合は、四輪車にあつては、リアウインドー助手席側の表から、四輪車以外の車両にあつては、ステッカーを後輪カバーの確認し易い位置に貼付しなければならない。
- 3 駐車場は、本学の都合により臨時にその使用を制限する場合がある。

(遵守事項)

第10条 車両通学生は、常に法令による安全上の諸規則および学内交通道德を守り安全運転に心がけ、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

-
- 一 学内・学外を問わず走行中は道路標識に従って走行し、特に、大学構内においては常に徐行に徹すること。
 - 二 積雪時においては、冬用タイヤ又はチェーンを装着すること。
 - 三 大学構内において学生車両の立ち入りが禁止されている場所には、絶対に車両を乗り入れないこと。
 - 四 車両は指定された駐車・駐輪場に止め、通路には絶対に止めないこと。
 - 五 走行時、駐車時地域住民に迷惑を掛けないこと。
 - 六 路上走行中および駐車・駐輪場において、みだりに警笛を鳴らしたり、空ふかしや急ブレーキおよびタイヤ摩擦音等の騒音を発する運転はしないこと。
 - 七 自動二輪車、原動機付自転車、自転車による通学生は、ヘルメットを着用し、昼夜を問わず前照灯を点灯するとともに、身体の露出が少なくなるような服装をし、下駄やサンダルによる運転をしてはならない。

（責任）

第11条 交通事故に関しては、学内・学外を問わず本学は一切の責任を負わない。又車両の破損、盗難等についても同様とする。

（駐車料金）

第12条 駐車場を使用する場合、本学は駐車場の維持管理費の一部として、駐車料金を徴収することがある。

（罰則）

第13条 本規程および交通法令に違反した場合は、学部学生にあつては八戸工業大学学則、大学院学生にあつては八戸工業大学大学院学則に基づき懲戒処分するとともに、車両通学許可を取り消すことがある。

附 則

1. この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。
2. この規程施行の日から、従前の「駐車場使用規程」、「車両通学生心得」、「八戸工業大学大学院駐車場使用規程」および「八戸工業大学大学院車両通学生心得」は廃止する。

附 則 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

5. 19 学校法人八戸工業大学証明書発行取扱要領

令和 2年 3月 27日 理事長裁定

(目的)

第 1 条 この要領は、学校法人八戸工業大学が設置する学校(以下「学校」という。)における証明書発行について必要な事項を定める。

(手続き)

第 2 条 証明書の発行を依頼された場合は、申請者に申請書を提出させ、別表1、別表2に定める発行手数料を徴収する。

- 2 申請者本人を証明できる身分証明書の提示、又はその写しを提出させるものとする。
- 3 代理人が申請又は受領する場合は、委任状を提出させ、代理人の身分証明書を提示させるものとする。
- 4 提出された書類については、原則返却しない。
- 5 証明書発行機による交付は、申請書の提出及び身分証明書の提示を省略できる。
- 6 前各項に定めるもののほか、証明書発行に関する事務手続き等必要な事項は、各学校が別に定めるものとする。

(発行不能証明書)

第 3 条 学校教育法施行規則第28条に基づき、保存期間を経過した表簿に係る証明書については、発行不能証明書を発行できるものとする。

(その他)

第 4 条 各学校において、第2条に定める手続きによらない証明書の発行及び交付が必要と判断した場合は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日より施行する。

別表1 八戸工業大学各種証明書発行手数料表

証明書種類	発行手数料	
	在学生	卒業生
在学証明書	200円	
卒業見込証明書		
修了見込証明書		
卒業証明書		300円
修了証明書		
成績証明書		
単位修得証明書		
各種英文証明書	1, 000円	1, 000円
その他の証明書	200円	300円
健康診断証明書	200円	
学生証再交付	2, 000円	
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料	
通学証明書	無料	

別表2 八戸工業大学第一高等学校、八戸工業大学第二高等学校、八戸工業大学第二高等学校附属中学校、さくら幼稚園各種証明書発行手数料表
(省略)

令和7年度 大学院 学生要覧

◆ 発行日 令和7年4月1日

◆ 編集・発行 **八戸工業大学大学院**

〒031-8501 青森県八戸市大字妙字大開 88 番地 1

TEL 0178 (25) 3111

インターネット・ホームページ

<https://www.hi-tech.ac.jp>



学籍 番号		氏名	
----------	--	----	--